

平成14年3月5日(3)

開議 10時00分

議長 岩崎三次君

おはようございます。

只今までの出席議員は20名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程第は、お手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

これより日程第1 一般質問に入ります。あらかじめ通告にありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

おはようございます。日本共産党の山本貴雅でございます。

質問通告に基づいて、教育行政について一般質問を行います。

今年は教育にとって特別な年となります。新年度4月から、公立小中学校で、学校5日制が完全実施となって毎週土曜日、日曜日が連休となり、また新学習指導要領がスタートします。年内には、中央教育審議会での教育基本法を見直し審議の結論が出る予定です。ところが、新しい学習指導要領の4月からの実施を前にした今年1月、遠山文部科学相が、学びのすすめというアピールを出しました。

それは、4月からの新学習指導要領に対する教科学習の時間が削減されるので、学力は大丈夫か。授業時数が減るのに、習う漢字の数はそのまま、3ケタかける2ケタの掛け算は、教えなくてもいいのかなど、国民の各層、教員や保護者からの学力低下の批判や、不安を受けて出されたものと言えます。

文部科学省は、これまで日本の子供の学力は、おおむね良好としてきました。しかし、今回、文部科学省が新学習指導要領の実施直前になって、このようなアピールを出したことは異例の事であり、これまでの文部行政の行き詰まりを示すものと言えます。新学習指導要領は、教科内容を3割ほど減らし、総合的な学習の時間を設けました。

発表当初、旧文部省は、ゆとりの中で生きる力を育むと意義を説いていました。

その文部科学省が、ゆとりはゆるみではないと、昨年頃から言っていました。

そして、アピールは、日本の子供の学ぶ意欲が、諸外国と比べても低いことは問題だと認めただけです。指導要領には各教科について、何々は扱わない、深入りしないなどの規定がいくつもあるのに、アピールでは、新指導要領は、あくまでも最低基準という見解を出し、習熟度別指導や、理解の進んだ子供の指導を求め、教科書検定でも、指導要領を超える記述を認めることにしているとともに、放課後の補習や家庭での宿題を増やして、学ぶ習慣を身につけるとしています。

こうした文部科学省の対応に、今度の指導要領は、どこまで持つのかという不安が、教師

の間で広まって、総合的な学習への期待もしばみかけています。今心配なのは、子供たちが勉強への意欲を失い、学習時間が減っていることです。補習や宿題を増やすことは、教科の理解を助けるためには、ある程度必要でしょうが、それだけで意欲が高まり学ぶ習慣がつくとは考えられません。学校現場では、教員が力を合わせ、子ども達をめぐる様々な情報を交流し合いながら、子ども達に学力をつける多種多様な営みがされていると思います。

しかしながら、新年度4月以降、市内小・中学校が週5日制になって、心配されている学力低下を起こさないために、子ども達の学力を保障していくために、どのような取り組みがなされていくのか、教育長にお尋ねして、1回目の質問を終わります。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

4月以降の学校教育における学力保障の取り組みについて、お答えいたします。

4月より新しい教育課程での学習指導が始まりますが、今回の学習指導要領改訂に当たり、その趣旨が十分保護者に伝わっていないようにも思われます。学習内容が厳選され、3割程度削減されていますが、今回の改訂に当たって、一番の柱は、基礎・基本の確実な定着にあると捉えています。

今回の学習指導要領の改訂に当たっての中央教育審議会の答申の中においても、教えるべきことは、徹底的に教えることが必要であることが述べられています。このことは中間市教育委員会が、これまで一貫して、各小・中学校に指導してきたところであり、各学校においては、ゲストティーチャーや、特別非常勤講師を活用し、より専門的な学習指導を行っております。また各学校には、少人数授業など、きめ細かな学習指導実施に伴う教職員も配置されており、創意工夫を凝らした、よりきめ細かな授業が行われています。

中間市教育委員会としましても、研究指定委嘱校制度により、各学校における学力向上のための研修・研究に対し、支援しているところであります。各学校は研究指定委嘱校であるとないつく関わらず、授業研究を伴った実践的研究を進め、児童・生徒の学力向上に日々努力しております。これらの学校での実践は、今年度、中間市教育委員会として取りまとめ、具体的な学力向上の具体的方策として冊子にし、各学校に配布、学校において活用されているところであります。

更に、昨年度も実施いたしました。今年4月より、福岡県緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し、1年間、各学校に1名、合計10名の学力向上のための非常勤職員を配置し、学習指導の充実に努めてまいります。中間市教育委員会は、これまで一貫して学力向上こそが、学校教育における第一義のねらいであるとの理念のもとに、教育行政を進めてまいりました。今年4月を迎えても、このことは何ら変わるところなく児童・生徒の学力向上に向けた教育行政、施策を推進してまいり所存であります。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

今、教育長のお答えですね。中間市の教育が、基礎的な学力を保障していくところを、第1義的にということで、理解することが出来ましたが、もう少し具体的に聞いていきたいと思います。

それではですね。例えば、授業時数の削減と、内容の削減なんですけれども、小学校で算数の時間が6年間で142時間減ります。理科は3年生からなので、4年間で70時間削減されています。いくら内容を3割削減したからといって、基礎的な内容を減らすわけにはいきませんよね。これまで、そんなにたくさん無駄な内容が盛り込まれていたというのでしょうか。基礎的な学力の低下の心配がないのかということも、もう一度お尋ねいたします。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

授業時数の3割削減、或いは、中身の3割削減というところで、学力低下という一般的な心配は、ご尤もだと思いますが、基礎・基本の定着ということも、確かな学力としてつけていくことによって、総合的な学習の時間、或いは、選択教科の時間との融合によって、学力が相乗的にとらえられて、学力の低下はないというふうな観点には立っているつもりでございます。とは申しまして、保護者の不安、或いは、心配というようなことも予想されましたので、私どもとしましては先程、議員が、るる、ご説明されました学びのすすめのアピールの出る前からですね。基礎・基本の定着ということも、学校に大きく取り上げて、各学校で、それぞれが具体的に、どのように学力に対して実践するのかということも、以前から取り組んでおりましたので、ちょうど、その実践の取り組みを昨年12月に、このように冊子にまとめることが出来まして、お互いに学校ごとの交流を深め、或いは、それぞれの工夫が創出できるように取り組みをしております。

時間、或いは、教育内容の削減による学力低下の心配と、学力とは、どういう因果関係かということで、お尋ねが基本になると思いますが、私どもとしましては、新学習指導要領に沿って基礎・基本をきっちり身につけさせるという方向で、取り組んでいるところでございます。以上です。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

それとですね。小学校高学年では、総授業時数は1015時間が945時間になります。1年間35週で考えられていますので、大体、週あたり27時間必要です。祝祭日や他の行事を考えると、高学年では、毎日6時間授業が当たり前になってくるのではないのでしょうか。また、各学年とも毎週1、2時間ほど増えることになるのでしょうか。そ

うということで、今、来年度の新年度の教育課程というのは編成されていくのでしょうか。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

当然、土曜日が休みですので、年間を通して、その時数が減ってくるわけですから、総時数からくる時間割編成は、各学校とも、標準時数を下回らない教科時数を編成すると思います。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

それでは、土曜・日曜が連休になり、土曜日の休みが増えるんですね。授業が平日に増える。しわ寄せされる。家庭学習が増える。結局、平日のゆとりというものがなくなるということでしょうか。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

端的に、そういう言い方には、私はならないと思います。いろいろな条件として今後、目指す社会が、どういう社会であるかという大きな背景があって、こういうことが施策として出てきたと思っております。これまでの考え方、或いは、これまでの教育界の中では、経験していないことですので、心配の面は多々あるかと思いますが、これからの教育の在り方として、教育が地域や保護者や学校、それから、あらゆる場で、もっと多様な教育の中身が求められている時代ですので、一概に議員がおっしゃるようなことには、ならないのではないかとこのように考えております。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

文化的な行事などですね、子ども達が楽しみにしているような行事は、出来るだけカットせずにですね、土曜休みを増やしたら、平日のゆとりがなくなったなんて、ならないことに取り組んで頂きたいと思えます。

それと新学習指導要領について、今回の文部科学省の迷走が、学校現場を混乱させているということが言えると思えますけれども、これまで学力低下はないと言っていた文部科学省が、授業時間数削減を批判する声に押されて、昨年秋以降、学習指導要領が最低基準と言いつつ出したこと、また授業数の拡大や、出来る子と出来ない子を分けて教える習熟度別授業の推進など、詰め込みと、競争の教育を進める道に踏み込んでいることなどが上げられるんですが、今回の文部科学省が発表したアピール、学びのすすめについて、教育長はどのように感

じていますか。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

おっしゃるようなご批判は教育雑誌、或いは、マスコミ等で、かなり論調として出ていると思います。遠山文部科学省大臣が、このようなアピールをしたということについて、文部省の方針変換というようなこと、多くマスコミ等で取り上げられておりますが、私は教育課程の中身を、やはり再度、確認の意味で強く求めたというふうに理解しております。やはり、ゆとりの中で生きる力をと、当初、大きく報じられた学力観が変節したのではないかという言い方も、相当マスコミ等で出ておりますし、各方面での批判もあるようでございますが、学習指導要領を改定した当時の精神を、もっときっちりとした確実な基礎・基本がありますよと。その当時からですね、基礎・基本をかなり言われていたんです。

それで当時、総合的な学習の時間の方に、非常にブームと言いますか、フィーバーと言いますか、学校現場など頑張ったわけですね。新しい中身の展開ということで、このことは学校は、本当に積極的に先導試行と言いますか、実施前からいろいろ頑張ってまいりました。そういった意味で、基礎・基本ということの確認がなされたのではないかというふうにとらえております。以上です。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

アピールを発表した文部科学省はですね、少人数授業で、如何にもきめ細やかな指導をし、基礎・基本や、自ら学ぶ力を身につけるかのように言っているんですけども、一方でですね、新年度の文部科学省が出している予算案を見ますと、スーパーサイエンスハイスクール、それからスーパーイングリッシュランゲージハイスクール、学力向上フロンティア事業等があるんですけども、これらは英才教育を進めるためのものになっているんですね。アピール学びのすすめというのが、その核心が習熟度別の学習を推進し、積極的に発展的な学習を、一部の子どもに取り組ませるエリートづくりのためのものであるということ、一つ指摘しておきたいと思います。

さて、今の授業と時間割のもとでも、多くの児童・生徒はゆとりがなく、勉強の面白さを実感できずに苦しんでいる、ということが言えると思うんですけども、ただ授業時間を増やし、競争を強めることじゃ、むしろ勉強嫌いを増やしていくことにしかならないと言えます。

そこで今回の改定では、総合的な学習の時間というものが、重要な役割を持つというふう思うんですけども、総合的な学習の時間を、どのような取り扱いをするかによって、総合的な学習時間の持つ意味というものが、変わってくると思います。

総合的な学習の時間に関して、文部科学省、教育委員会の強調点では、学び方を学ぶというふうに言われているんですけども、そのことは必要と思います。しかし、やはり人類的に大切なテーマ追究の中でこそ、子ども達は意欲的になれるし、学びの意味を見出すことが出来るのではないかというふうに思います。

例えば、戦争、平和、南北問題、地域環境、弱者切り捨て、介護、健康、男女差別、大人にとっても結論が出せない現代的な課題を、子どもと大人が横並びになり、一人一人が疑問を持ち深く考え、その疑問を学習していくような、追及していくようなことが必要となってきたのではないのでしょうか。それから、この総合的な学習の時間に対して、気になるところなんですけど、研究指定校での総合学習の実践ですね。

例えば、環境問題の解決には、私たちの生活でのリサイクルが必要だと思ったりとか、障害のある方も、手助けをすることが必要だと思ったりとか結論が多いことです。

それはそれで大切なんですけど、あまりにも自分に引き取ってしまって、自分の心の持ちようが変われば、課題が解決できるとさえ思われる報告をしています。総合的な学習というものが、道徳になってしまう危険性というものがあるのではないのでしょうか。

それから、総合的な学習と言いながらも、基礎学力をつけるための補習の時間になり下がってしまうのではないかという心配の声も出ています。それと、もう一つ、総合的な学習を進めていく上での、財政的な措置はあるのかということですが、その点はどうでしょうか。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

総合的な学習で話をしますと、私はまだ相当時間数がいりますし、また説明したい気持ちがいっぱいです。議員さんの捉えておられます総合的な学習の方向性等、こちらの言いたいことはたくさんあります。総合的な学習という言葉のとおり、総合的という総合はですね、知の総合化なんです。今まで教育が内容知、中身の知識を知ということを中心に教えた教育が、今度は、方法知と言われる学び方を学ぶというふうに言われているのを、議員が言われたことも多少関連があると思いますが、総合的な学習の時間においては、各教科で勉強した中身を、それ全知識を総動員して、この時間にぶつけるということなんです。ですから、自ら課題を持ちということが、非常に大事になるわけです。子どもにとっては、その自主性、或いは、課題作りというところが非常に問題になりますが、学校によって、或いは、実践によっては、先程の話のような結論で、評価が割れているようなこと、評価的なですね、道徳的など言われましたが、そういった問題が出てくるかと思いますが、目指す方向は、決してそういうものではありません。

体験的ですね、体験的、実践的、しかも横断的、継続性のある力を、そこでねらうわけで、多少その辺が違うのではないかという気がいたしております。要は学校の力量、或いは、教師の認識力といったようなものも大いに関係しますので、これからの大いなる課題であろう

と思っております。

議員お聞きの総合的な学習に対する財政的措置につきましては、昨年、3年前から、他市町村の周辺に先駆けて予算化をし、各学校にその費用を支援しております。

そういった意味におきましては、中間市の市政の中でも教育に対してのご理解のお蔭と思っております。財政的措置はしております。以上です。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

総合的な学習の時間に対してですね、今、教育長が言われたことは大切なことだと思います。総合的な学習の時間において、教科本来の内容とですね、タイアップさせていくこと、それから、教科学習を充実させ、それと連携しないと、総合的な学習の時間が、単なるイベントの時間に終わってしまうということが言えると思います。

教科教育で、教科教育の中でですね、教科固有の学習内容を固いものとして捉えるのではなく、総合的な視点での教科学習に発展させながら、総合的な学習の時間と関連付けていけば、学力そのものというものが、豊かになっていくと思われます。勿論、その時に子ども達に必要な学力というものが、どのようなものかについては、父母や教師が広く交流討議して、独自の見解を持つということも必要になってくると思います。

ベネッセ教育研究所が、去年の夏に行った小・中・高生8700人のアンケートによるとですね、中高生では、学力テストの成績上位者も下位者も、5割から7割の子どもがどうして、こんな勉強をしなければならないのか、また覚えなければならないことが多過ぎると考えています。また、成績下位の小・中・高生ほど、勉強方法が分からないという悩みや、わかりやすい授業にしてほしいという要望を強く持っています。

勉強嫌いは、単なるなまけではなく、どの子も意味ある勉強をしたい、わかりたいと思っていることが、浮き彫りになっているのではないのでしょうか。今子ども達が求めているのは、学ぶこと、わかることの意味と楽しさを伴いながら、確かな学力が身につく学校や、授業の創造ではないのでしょうか。それに学校がどう応えていくかということなんですが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

教育のですね、原理を、そこで言い合うような結論になるんじゃないかと思うんですが、教育の本質は、不易流行の面がありまして、いくら総合的な学習だとか、或いは、新しい教育指導要領というものが出来きまして、教育における原点というのは、先程、議員がおっしゃるとおり、教師の力量、そして子どもが分かる、或いは、その学びの楽しさを知ることとは不易流行ですよ。ずっと昔から変わらない原理です。

そのことについてですね、教育長はどう考えますかと言われてたらですね、どう答えたらいいんでしょう。私自身は、当然、教育のそれは哲学であって、具体性でなんと答えたらいいのか、ちょっと思いつきませんが。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

その応えるためのですね、教員の工夫と努力が十分に発揮できるような、学校づくりのための条件整備なんですけれども、先程、教育長の基礎学力をつけるために、その指導内容知よりか、方法知というふうに変わってきたというふうに言われました。

その方法をですね、どのようにするかということ、また何をするかということですね、学校総体として考えていく必要があるのではないかということなんです。

一部の子どもだけでなく、どの子にも豊かな学力を保障していくために、教職員の工夫と努力というものが、今まで以上に求められてくるんじゃないですか。一教員個人の努力に頼るだけではなくてですね、学校全体としての工夫と努力なんです。そのための条件整備をどうしていくのかということなんです。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

条件整備は当然のことです。教員を配置しているのも、量的な問題ですが、質的な問題としましては、学び方ですから、自分から学ぶ時どうすればいいかという、その学び方が身につかないから、勉強が出来ないというのが基本なんです、そのために援助していく指導法を相当、研究しなければならないということは事実です。

その一つの方法として、図書館の充実ということがあるわけです。学びたいものが調べられる環境にあるのか、市民図書館を含めまして、周辺がそれに耐えられる資料があるのか、一つのことを学んでいく、そしてぶつかる、調べると、総合的な学習は、相当な意味において、調べるとということが大事なことになるわけです。博物館があれば博物館に行ってみるとか、或いは、歴史資料館あたり等も活用するといった、こういった条件整備というのは、全体的に考えなきゃならない問題ですが、教育の場では、まずは校内の読書の充実ということで、これはもう数年前から、教師用の総合的な学習の時間に対する支援措置は、市民の方々から図書券を何時も頂いております。定期的に寄贈して頂いている団体もあります。こういった所では、主に教員のそういった資料的な図書を購入して頂きたいというふうに指導しております。また、市の予算といたしましても、図書費を数年前から大幅に増額して、その整備に努めております。

また、学習指導法に関わることは、教師の研修ということで、相当やらなきゃならない意識変革が必要でありますので、これも数年前から、県やいろいろな所で行われる研修会等が



ありますけれども、私ども中間市の教育委員会としましては、担当、教務主任、それ以外の教職員なども、定期的に研修を教育委員会が実施するなど、また、私自身も出かけて話をするなど研修に努めております。

条件整備として、やはりおっしゃるように、これから教育を進めていく上では、かなりの条件整備があると思いますが、先程の方法知ですから、いかにして学ぶかということをも身につけるには、それに触発される子ども達でなければなりませんので、やはり相当な研究、研修が必要ですし、調べるということが、大きな課題になっているというふうにとらえております。以上です。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

今、教育長の方から何をしているかということ、それから研修の話が出てきましたけれども、研修は勿論、大事ですけれども、日常的なこととしてですね、少人数指導や、総合的な学習の時間を準備する教員の時間の保障はあるのか、お尋ねしたいんですけども、多忙極まりない学校の実態はということで、私は9月の議会でも取り上げましたし、教育長も学校現場の実態というもの十分ご存知かと思えます。

しかし、新学期からは、土曜日が休みとなってくると、平日の授業時間が増えますよね。特に、小学校高学年では、毎日6時間になります。担任は、放課後も研修やその他学年会などの予定が組まれてありますし、現実問題として、少人数指導をする授業内容、指導分担、評価等の検討、また、総合的な学習における外部との折衝というものも必要になってくると思います。そのようなことが、きちんと勤務時間内に、日常的に出来るのかということなんです。新指導要領ではですね、基礎学力、学び方を学ぶといっても、何をどのように指導していくか、教員に考える時間の保障がないところでは、やはり1時間、1時間の授業をこなすことに精一杯になってしまってますね、子ども達への指導というものが、行き当たりばったりになって、掲げている目標というものの実践ができなくなってくるのではないかと思います。

また、結局、そのために子ども達の学力というものが保障されないことになってくるのではないのでしょうか。学級担任には、学級事務、教材研究、ノートの点検、テストの採点、小・中学校での連携、家庭との連絡、また教員同士の打ち合わせの時間など取れるんですか。保障されるんですか。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

議員のご意見によりますと、学校の先生は忙しくて、何も出来ないというふうに言われているようにとれるんですが、教師は元々教えるための工夫は、自らの研修ということも当然

しなければならないし、学校もですね、それを支援し、また、学校全体として取り組むということ、教育長がどう考えるかというレベルで解決できるとは、私は到底思いません。保障しているのかと、時間数の保障で申し上げますとですね、今、学校現場は、我々が現場にいた時と、相当数、教員数が多くなっております。

担任は一人でもですね、チームティーチングで、2人で教科を教えたり、いろいろなシステムが入っております。一概に、そういう多くの先生が入っているから、ゆっくりした時間が取れるとは申し上げられません。議員ご指摘のような面があるかと思いますが、これは社会全体の仕組みが、どこの社会においても、ある一定の忙しさと言いますか、近代における、やるべきことがたくさんある中で、いかに選択して、その中でやっていくのかというのは、社会全体の問題であろうと私も思っております。

教育だけが、そういう問題、或いは、先生だけがそういう問題かと、多くの選択肢や忙しい、或いは、投げかけられた課題が多い、そういう中で、本当に必要なものを、どうやって自分達でやっていくか、それは学校あげての、やはり校長のリーダーシップによる学校づくりで、重点的にやるべきではないかというふうに捉えております。

保障しているのかと言われたら、どういう形で保障するのかといったら制度の問題、或いは、その他の問題に波及してくるという気がいたしております。

今日における社会全体の中で、やはり選んでと言いますか、自分達が焦点化して学校のリーダーシップが発揮され、子どもに、よりよき教育が出来るように考えていくという、今日的な課題があるかという気がするんですけども。以上です。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

教職員調整額4%の話は前回の議会でも出されました。時間外に、しかしながら時間外に教員を働かせていいという問題ではないと思います。勤務時間は、基本的に5時までですね。ご存知でしょうけれども、今、学校現場においては、それまでに終わらない仕事は後残ってするか、また、家に持ち帰ってするかということをしています。

日本共産党の対政府交渉において、教職員の超過勤務問題について確認したところ、厚生労働省が出したサービス残業通達、サービス残業をなくすことは、教育委員会も対象になると言っています。また、命令のある超過勤務や部活動は、当然、廃止し、一般的には、命令のない超過勤務も始業時刻の確認対象となるというふうに言っています。

そういう意味では、やはり教育委員会には、教職員の適正な勤務についての指導をしていくことが求められるとは思いますが、その点はどうでしょうか。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

当然のことだと思っております。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君。

そのためにはですね。教職員を増員することや、教職員の研修、まあ保障されている分があるでしょうけれども、しっかりと保障する必要というものが、保障することが必要となってくるのではないのでしょうか。子ども達のためにも教員のためにも、全国で広がっている少人数学級、30人学級の早急な実現がいいと思いますけれども、全国では、学級を解体しての少人数指導ではなく、初めからの少人数学級の導入が広がっています。

福岡県でも、北野町で30人学級を求める決議が採択されました。県議会には、50万を超える30人学級の実現を求める署名が寄せられています。

中間市内における教員一人あたりの児童・生徒数は、小学校で20・8人、中学校で15・2人です。莫大な予算を使う必要もなく、やる気があれば、すぐにでもそういうことができるのではないのでしょうか。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

意味が良く分かりませんが、15・いくらというのは欧米並み以下ですよ。

以上になりますよ。欧米並みでもそういう数値ではありません。18・いくらです。

おっしゃるのは、今のまま30人学級は出来るということをしらないのかという、お尋ねでしょうか。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

この数字はですね。9月議会の時に聞いた時に、教育部長の方が答えられた数字です。中間市内の教員一人あたりの児童・生徒数の人数です。ですから、配置を換えれば出来るのではないですか。

議長 岩崎三次君

船津教育長。

教育長 船津春美君

配置を換えるというのは、校長も授業をし教頭も授業し、養護教員も授業するというふうになります。一人あたりの頭で割ったものですので、それが現実的な教科担任制になるように、第7次加配ということで、今それが進行中なんです。それは、いわゆる学校で授業を教える先生を中心として配置しているという、それが進行していけば、先進国と言われております欧米並みの配置になるというふうに言われております。

結局、議員さんのおっしゃっているのは、学級担任を30人でやってくれというお話だと思いますが、国の学級標準定数では、今それが出来ないようなシステムですが、やってもいいよという言い方はされているわけです。

県、或いは、市町村でですね。やってもいいよと言われたら、中間市では試算した例があるんですけども、億のつくお金がいるわけです。それが市町村で持たなければならぬという、そういう配置になる。或いは、県でそれを実施すれば、また、違う金額になってくると思います。北野町、或いは、その他の市町村でやられているのは、その市町村独自でですね、教員を採用しているわけですから、中間市民、或いは、市議会でこういうことをやろうということであれば、私どもは大きなよい点と考えますけれども、今の定数状況の中では、教科を半分にするというチームティーチング、或いは、少人数による学級の教科指導ということで、実質やっていますので、私も学校を回ってみて、その実態を見ましたが、非常に子どもがいきいきして、小学校2校と、中学校、何校か見ましたが、なかなかこちらのやり方は、いい方法が取れば、いいシステムだなという感じは持ちました。

いわゆる、生活集団であります学級の担任のクラスを、小さくせよということが、本当に教育効果があるのかどうかというのは定説ではないんですね。

例えば、体育の時間はどうするのか。人数が少ないということで、ダイナミックな活動が出来るのかとか、実際ですね、欧米、アメリカなんかでも、それをやった実践の例が出てこないですね。少しあるのは18人ぐらいの学級になって、やや効果があるというデータは、一部の学校でやったというふうに、どこかで私は聞きました。

なかなか、その30人以下の学級が本当に教育上、効果的なのかどうかということについては、比較が難しいというふうに言われております。

但し、アメリカあたりの教育制度を見ましたら、先生の周りに18人か17、8人ぐらい周辺にいて授業をするというような光景が多く見られますので、少人数学級による教科指導ということについての効果はあるだろう、というふうに定説的に言われておりますが、いわゆる、学級そのものの生活集団としての学級に対して、30人以下が絶対いいよというようなデータというのは、あまり出ていないというふうに聞いております。しかし、非常に困難な状況にある子ども達に対して、先生が手厚く指導して頂くということについては、常識的に考えても少ない方がいいんじゃないかというふうな思いをもっておりますが、これくらいのところ。今のところ。以上です。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

中間市で30人学級をする場合の試算ですね。それは、また後で教えて頂きたいと思えますけれども、少人数、特に小学生の場合、学習集団と生活集団ということから、少人数での指導に効果がどうかというふうに教育長は言われましたけれども、それはちょっと意

外だったんですけれども、やはり全国的な流れから見てですね、もとの少人数学級というものがどんどん進められているわけですから、その効果というのは十分認められているのではないかというふうに思います。

学校5日制と新学習指導要領、また、子どもの置かれている今日的な状況、教職員の多忙な実態ということ。更には、全国的な流れからも、30人学級の実現を始め学校総体として、教職員の力が十分に発揮できるような条件整備、子ども達が必要な内容をゆっくり時間をかけて学習でき、子ども達が学ぶ楽しみ、考える楽しみを味わい、そういう体制をつくることを是非ともお願いしたいというふうに思います。

さて、次に、完全学校5日制がスタートすると、子ども達が地域や家庭で過ごす休日は、1年の内160日を超えます。もともと学校5日制は競争の中で、子ども達の過度に追いまくられた学校教育に、ゆとりをとということで取り入れられたものです。平日にしわ寄せがいきながらも、子ども達の休日は増えるんですが、親の労働時間短縮や、完全週休2日制は全然、進展していません。

今年1月発表の文部科学省、地域の教育力の充実に向けた実態意識調査によれば高校生以下の子どもがいる大人の内、毎週土曜日に大体休めるという親は46%でした。逆に残りの親は土曜休めないんです。だから、土・日が連休になって子ども達は大喜びですが親の心中は複雑なんです。特に、増えた土曜休みを、どう過ごさせるかという心配は切実なものになっています。そこで市内で子ども達が通えるような児童館、学童保育はどのくらい整備されていますか。また土曜日の利用はできますか、お尋ねします。

議長 岩崎三次君

岡部民生部長。

民生部長 岡部数敏君

今のご質問にお答えいたします。児童館につきましては、屋島に1箇所ございましたけれども、老朽化いたしまして今は閉鎖しております。学童保育所につきましては市内7箇所開設いたしまして、通常の保育所といたしますか、月曜日から土曜日までは午後1時から午後5時まで開所いたしております。

それに伴いまして、春休み、夏休み、冬休み中の保育につきましては、午前8時半から、午後5時まで開所いたしております。以上でございます。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

社会教育の方では、土日の休みに計画されるような、子ども達が参加できるような取り組みというものは考えていますか。

議長 岩崎三次君

工藤教育部長。

教育部長 工藤輝久君

この5日制の取り組みについてはですね。既に実施をしている分がございます。

例えばですね、中央公民館の方で、いわゆる、自然体験、或いは、生活体験に関する情報センターですね、子どものセンターと言っておりますけれど、こういう所ですね、いわゆる、県内或いは管内周辺地区のですね、そういった子ども達に関わるいろんなですね、情報を提供する、いわゆる、情報誌クリックというのをですね、年3回ほど発行させて頂いております。これは全児童・生徒に配布をしておりますですね、非常にですね、好評を受けております。その他、中央公民館では、いわゆる、子ども達のための学級講座ですね、いわゆる、料理教室を開設したり、或いは、たこ作り教室、或いは、野外活動等の講習も実施しておりますし、図書館等でもですね、週末かけていろんな事業の取り組みを現在、行っております。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

学校5日制が導入されようとした10年前ですね、大分論議されてきたと思うんですけども、学校5日制になると学校外の子どもの身近な地域で、子ども達の豊かな人間的成長を保障する場所と機会を提供することが、また、そのために有効な理論や方向を確立することが、大変重要な課題になってくると思います。

ところが学校5日制が始まって10年にもなりますけれども、学童保育所や児童館の整備、拡充は大きく立ち遅れています。全国では、学校5日制が始まった92年当時と比べると、学童保育は若干増えてきたものの、児童館の数は4000台で横ばいとなっています。そして中間市では、学童保育はその指導内容はともかくですね、各校区に整備されているようですが、児童館がないんですね。学校5日制が取り入れられて、準備期間となっていたこの10年、社会的整備は十分とは言えないんです。

やはり国や自治体の責任は大きいのではないのでしょうか。子どもにとって有意義な居場所と言うものは、人としての安心と自信と自由を保障する人間関係を紡ぐ場です。

子ども達が徒歩や自転車で行ける生活圏内、小学生の場合は、それが校区になると思うんですが、そこにそういう子ども達が伸び伸びと遊べる居場所を、急いで整備する必要があるんじゃないのでしょうか。

大島市長は、公約で青少年の健全育成に努めるということを行っています。

また新年度の予算提案の中で学童保育の充実も言っています。児童館を始め子どもたちが自由に安心して行ける、子どもを安心して行かせられる、また親子で楽しめるそのような公共施設が必要だと思いますが、如何でしょうか。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

今いろいろな議論を聞かせて頂きまして、週休2日制になることの大変さ、或いはこれから行政として、どう臨まなければいけないかというのは、実感して感じさせて頂きましたけれども、当然、中間市を背負って立つ子どもを育てないかと、そういう思いですね、これからも、こういった問題についても、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

建物を新たに作るとなると、大きな予算というものが必要になってくるんですけど当面、中学校の空き教室とか公民館の一角とか、そういう所を代用することも含めて急ぐべきだと思いますがどうでしょうか。4月からもう始まるんですよ。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

昨日も植本議員の方から、この空き教室の問題も提起をされておまして、これからの課題としてですね、少し議論をさせて頂きたいと思っております。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

是非ともお願いしたいと思います。

それから学童保育は、各校区毎に整備されていますが、学童での指導内容、子ども達の過ごし方には、各々の学童で自主的に任されているようです。そこそこの学童で努力されていることだと思います。しかしながら学童保育料ですね、1500円から5500円までという違いがあります。3倍以上の違いです。

今日の大不況のもとです、家計に負担がかからないような格差を無くす見直しが必要であると思うんですが、如何でしょうか。

議長 岩崎三次君

伊東社会福祉課長。

社会福祉課長 伊東久文君

山本議員のご質問にお答えします。確かに格差がございます。それで各学童保育所で事情がありまして、それをおやつ代並びに別の面に充てたりしていると思っておりますけれども極力、格差がないように指導しているところでございます。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

家計に負担がかからない方向での格差見直しをお願いします。

それと子ども達が集える児童館や学童保育では、それを支える大人の役割が重要になると思います。学童保育の指導員にしても非常勤職員もいますし、学校同様、研修の機会も十分に補償されていないなど厳しい状況であると言えます。地域の子育て支援の専門職にふさわしい身分保証の充実を図る必要というものも出てくるとは思いますが、どうでしょうか。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

限られた予算の中でございますので、大変難しい面もございますけれども、先程申し上げましたように、週休2日制のあり方を含めて、或いは、もう一つボランティアの皆さん方の協力等々も得ながらですね、今後この問題については、対応させて頂きたいと思っております。

議長 岩崎三次君

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

ボランティアに任せられる部分と、やはり行政で責任をもたなくてはならない部分というものがありますのでですね、その辺の違いというものは認識されていると思っておりますけれども是非ともお願いしたいものです。

学校5日制本来の意義というものが、子ども達に休息、余暇の権利を保障することにあります。日本政府も批准した子どもの権利条約は、締結国に、子ども達に休息・余暇の権利があることを認め、その保障のために国・行政に施策を講じるように求めています。これが世界の流れです。今、子供に必要なのは、のんびりしたり仲間と自由に遊んだりする時間を保障するということです。そうした時間と体験の中で、子ども達は感性を磨き、自主性を養い、学力の土台とも言える想像力、発想力を育むことが出来るのではないのでしょうか。これは勿論、学校現場でも十分に論議されていることだとは思いますが、そのために行政が、学校、また地域で子ども達の豊かな成長と生活を支える場をきちんと責任をもって充実させること。社会的整備を進めること、そういうものが必要になってくると思うんですが、それをですね、私はこの場で求めます。そして4月以降のこの学校5日制というものが、子供にとっても大人にとっても、有意義なものになるようにそのための施策を講じて頂くことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長 岩崎三次君

次に、青木孝子さん。

9番 青木孝子君

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問をいたします。まず、乳幼児医療費について質問いたします。こどもの病気は待ったなしです。お金の心配をせずに安心して医者にかかれることが、子育て真っ最中のお母さん、お父さん



の切実な願いです。夫の仕事の残業代もつかず、給料も10%カット、暮らしが本当に大変です。

6歳まで医療費を無料にしてほしい、こういう若いお母さんの声です。若い世代は収入も低く、長引く不況と不安定な雇用の元で、医療費は大きな負担になっております。

新日本の婦人の会の家計簿モニター調査によると、上の子が小学校入学前の若い世代の家計は収入が平均世帯の66.1%にとどまっています。また、1カ月の医療費の支出は平均世帯9768円に対し、若い世代の世帯は1万4247円で、145.9%と大きく上回っています。東京都衛生局の調べでは、3歳児の23.7%がアレルギー症状を持っており、その内アトピー性皮膚炎が72%、食物アレルギーが45%、喘息が30%と、慢性の病気が増え家計を圧迫しています。

子育て中の若い家庭にとって、お金の心配をせずに医療機関で治療を受けられることは本当に心強い支援です。ところで少子化が大きな課題になったのは、1.57ショックが明らかになった1990年です。この前年の1989年、日本の女性一人が生涯に平均何人の子供を産むかを示す、合計特殊出生率が過去、最低の出生率を示した1966年の丙午の年の1.58を割り込み、史上最低の1.57を記録したことから、少子化が大きな社会問題になりました。

90年代を通じて合計特殊出生率は下がり続け、1999年には1.34まで低下をしています。マスコミなどでも出生抑制の一つの要因として、経済不安が上げられると報道していますが、日本の未来のためにも対策が急がれます。

参議院の国民生活・経済に関する調査会は、2000年5月、少子化に歯止めをかける重要で早急な取り組みのトップに、乳幼児医療費の負担軽減をあげ、そうして全会一致で提言を行いました。しかし全国約800の自治体が、乳幼児医療費の無料化を求める意見書を政府に提出していますが、国が制度化をしていないため、地方自治体が実施主体となっています。今日では、乳幼児医療費の無料化を求める運動などにより、3252のすべての市区町村で、乳幼児医療費の助成が何らかの形で実施されています。

その上、出生率低下の防止にも、一定の効果があるのではないかと対象年齢を引き上げる自治体も増え、全国的には就学前までの適用が大きな流れになっています。

中間市も子育て支援として、乳幼児医療費助成の対象年齢を小学校入学前までに引き上げるべきと思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、介護保険について質問いたします。

高齢者の暮らしは、介護保険料や利用料、また医療費の1割負担で、ますます深刻な事態になっています。夫の年金は生活保護基準をほんの少し上回るだけで、無年金の私にも保険料徴収の通知がきました。とても払えない。こういった相談や苦情がたくさん寄せられています。介護保険料は、第1号被保険者の場合、所得段階別とは言え、定額保険料のため低所得の人ほど負担が重くなっています。

しかも生活保護基準を大幅に下回る月1万5000円以上の老齢年金者からも、天引きし、収入のない人からも、世帯主や配偶者に連帯納付義務を負わせ徴収をしています。

こうした介護保険料の設定は、高齢者世帯の生活実態を無視したものであり、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活の権利、いわゆる憲法25条の生存権に基づいて、非課税世帯には課税しない。こういう税制上の措置が取られているにもかかわらず、介護保険はみんなで支え合う制度という理由から、保険料の支払いを優先しています。一方、サービス利用状況は、介護保険のサービスが必要であるにもかかわらず、それを利用できない、もしくは削らざるを得ない人が増えています。中でもこれまで措置制度や、老人保健制度のもとで無料や低額で、サービスの利用が出来ていた低所得者や多くの高齢者が介護サービスの利用を抑制しています。言い換えれば、要介護者のサービス利用が、本人の支払能力によって左右されていると言えます。

2001年6月の全日本民医連の調査では、介護保険実施以前に比べて、負担が増えたと回答した人の割合は、実施前からの利用者の74・5%にのぼり、平均額で見ても約1万円の負担が増えています。また本人の年収が100万円未満の人を見ると、介護保険料と利用料を含め、1カ月あたり1万4760円が介護にかかる平均支出で、収入の約18%となっています。

最もサービスを必要とする重度の要介護の高齢者や、低所得者がサービスの利用を抑制したために、在宅介護が困難になり施設入所希望が増えています。

こうした在宅サービスの利用抑制や、施設サービスへの偏りが介護保険財政にも不均衡を生み出しています。在宅サービスの利用が低い多くの市町村では、黒字を計上し施設入所が見込みを上回った市町村では、初年度から赤字が出ているところもあります。

ところで12年度の間接市介護保険特別会計は、収支差引額6406万527円、基金積立金6398万7000円で、国や県などへの返還金を差し引くと実質約8906万円の黒字を計上しています。その要因について市長の所見を、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

青木議員のご質問の内、まず乳幼児医療費についてお答えいたします。

ご質問の乳幼児医療制度は、ご承知のように福岡県公費医療支給制度に基づくもので、乳幼児を対象に医療機関で支払った保険給付の対象とならない一部負担金を支給し、実質的に患者負担をなくす制度として実施されております。その費用は、平成13年度の補助率で、県費30分の19、市費30分の11で賄っておりますが、県の補助率は、平成17年度までに2分の1まで引き下げられることとなっております。

一方、平成14年10月から、実施が予定をされております医療制度の改正で、少子化対

策として乳幼児に対する保険給付率が、7割から8割に上げられることになっておりますことから、この制度における市負担は、ほぼ現状維持になるものと考えております。

そこで議員ご提案のように、対象年齢を3歳未満から就学前まで上げますと、補助の対象とならない3歳から6歳までの対象児に対しましては、すべて市の単費の対応となるわけでございます。ちなみにこの額を試算いたしましたところ、新たに6000万円以上の財源が必要となります。現在、本市がおかれている財政事情から考えまして、議員ご提案のように、乳幼児医療の対象年齢を、就学前まで一気に拡大することは困難かと思えます。ただ特に保護者にとって、負担の大きい入院医療費に限って、対象年齢の引き上げを行なうなど、可能なものがないのかどうか、財源との絡みも勘案しながら検討させて頂きたいと思っております。

次に、介護保険制度についてのご質問にお答えいたします。

平成12年度介護保険事業特別会計では、形式収支で約6400万円の黒字決算となっておりますが、実質収支では介護給付費が、翌年度清算をされることから、国、県社会保険診療報酬支払基金への返還金が、約3900万円出ることから、約2500万円の黒字となっております。これとは別に、介護給付費準備基金として約6300万円の積立金があり、13年度及び14年度分の介護給付費の運用資金に当てられることになっております。

ご質問の黒字の要因については、事業計画と実績とを分析いたしますと、要介護認定者数の減員による介護給付費の減少で、在宅サービスでは119名。施設サービスでは35名の減員で、なかでも施設サービスでは、平均利用額の高い療養型病床群の入所者が少なかったため、全体で介護給付費が計画と比較いたしますと、約90%の実行給付率となり、約1億8000万円の介護給付費が減少となっております。

また、13年度の事業状況につきましては、年度の中途ではありますが、今のところ概ね計画に近いサービス料で推移をし、サービス利用は増加をしております。14年度には市内にグループホームの建設や、療養型病床群等の計画も予定をされておまして、サービス費用は増えるのじゃないかと思っております。従って、平成12年度から14年度は、ほぼ計画に近い介護サービス費となるのではないかと考えております。

今後は14年度に、高齢者総合保健福祉計画の見直しが行なわれまして、15年度以降の5カ年計画を作成することになりますが、広く市民の声を聴きながら、計画書作成と介護保険事業の安定的運営に鋭意努力をしていきたいと考えております。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

まず、乳幼児医療費について再質問をいたします。

今、市長は、入院については前向きに検討していきたいと、こう言われておりますので是非、その他の面も含めてですね、検討をよろしく願います。

ところで中間市の人口は5万人から4万9000人、約ですが、減少して高齢化率も市長もよく言われていますように高くなりまして22%。こういうふうに少子・高齢化が進んでいますが、この減少について市長はどのようにとらまえておりますでしょうか、お聞きいたします

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

5万人から4万9000人ということで、確かに人口は減っております、これは全国的なもの、要因もあると思いますし、中間市だけには限らないと思っておりますけれども、いかんせん中間市は、他の町のように産業企業が少くないという問題等々もございますし、高齢化がどんどん進む、或いは、近辺にも例えば、北九州、或いは、福岡でもそうですけれども、同じように産業企業が大変な憂き目にあっているわけでございまして、なかなか中間市に定着をしてというところにはないようでございます。

まあ、しいてこれから頼みの綱ということになれば、公共下水がだんだんと進捗をいたしておりますので、安い価格で土地の価格で、中間に住んでみようと、そういうことだろうと思っておりますし、また市内のあちこちでも、マンションの計画も準備をされておりますように、そういったところがですね、期待のしどころかなと、そう思っておるところでございますが、いずれにしても早く景気をよくして、これからのまちづくりというものを考えないかと、そのように考えております。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

只今の市長も答弁しましたように、土地も安くして若い人たちが住みやすいまちづくりとされていると思うんですけれども、そのための一つとして、やはり市長も公約されてました少子化対策、これも大事な施策ではないかと思うんですけれども、その一つとしてですね、生まれた子供の保育や発達を保障する社会保障制度を充実することが、大事ではないでしょうか。それは子供の生活を所得面から保障する児童手当制度と、もう一つは、子供の保育や医療など、社会サービス面から保障する保育制度との二面が不可欠ではないかと思っておりますが、市長にお伺いいたします。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

そういう方策も少子化対策になるとは思っております、さりとて、中間市の財政と言うのは全体的なものもございまして、気持ちとしては十分持っているわけですが、限られた予算の中で重点配分をせないかと、そういう思いも持ちながら、これからの市政運営

の中で、本当にお金が必要と、そういうところに配分をさせて頂きたいなと、そう思っております。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

是非ですね、少子化対策、やはりこれから若い人たちが、この日本を背負っていく、中間市を背負っていく、こういう立場にですね、市長が是非たって頂きたいと思います。

高齢化が進む中で、それを支える若者が住みたくなるまちづくりとして、乳幼児医療費無料の対象年齢を、中学校卒業まで引上げている自治体を紹介させていただきます。

岐阜県笠松町は1994年に小学校就学前まで、96年には小学校卒業まで、98年には中学校卒業までの乳幼児、児童・生徒医療費の無料化を実施しています。笠松町は医療費無料化を中学卒業までに拡大したことで、町内の子育て支援にとどまらない様々な変化をつくり出しています。

例えば、子供が産まれてから15年間、医療費が無料ということで笠松町に永住する人が増えています。これからの町を担っていく20代の青年が戻ってくるようになり、更に出生率も上がっています。人口の減少は1995年に歯止めがかかり1994年の2万1226人から、2001年には2万2000人を超えています。また全国的には建築業者が不況で次々倒産する中で、笠松町では、先程、市長も言われましたが、中間市もマンションやそういうものをどんどん建てていきたい、こう言っておりますけれどもこの笠松町では、中小のマンションやアパートがあちこちで建設され、すぐに入居で一杯になる等、景気回復にも寄与しているということです。

このように若者が住みつき、子育てのしやすい環境作りが町を活性化し、少子化を克服いたします。一刻も早く先程、入院だけをとってございましたけれども、何とか就学前までこれを医療費無料化して頂きたい、こうまたすべきではないかと思いますが、再度所見をお伺いいたします。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

笠松町のお話を聞きましたけれども、市全体としてどうなっているのか、というのも時間があれば、いずれ私自身も勉強させて参考にさせて頂きたいと思っておりますけれども、ご質問の中でお答えをいたしましたように、就学前まで持っていくと約6000万円ぐらいのお金がかかるわけでございます、更には、3歳から4歳、1歳上げるとしたら今、340人ぐらいの子供がおりまして、そこだけをポイントでとってみましても2000万円ぐらいですね、お金がかかるわけでございます、こうした限られた予算の中でございますので、どこを重点にやらないかとかという、そういう問題も総合的に判断をしながら、先程言いま

したように、これからの問題として考え得る方策とすればですね、入院の関係、これもかなり金がかかるわけですし、さりとて、3歳4歳ぐらいが一番よくお金がかかって、後、5、6になればそうまでないという傾向にあるようですけれども、そういった問題も含めて考えさせて頂きたいと思います。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

ちなみにですね、福岡県下でもですね、かなり3歳以上ということで検討もし、また実施している所もあります。お隣の北九州市、福岡市、筑紫野市、方城市、そして那珂川町、古賀市、粕屋郡、7町では今年の4月から実施しようということで、また近くでは飯塚市でも検討を始めると、こういう情報も入っております。

先程、市長も言われましたが、3、4歳ぐらいまでが一番医療費が、病気をする、こう言っておりますよね。2000万円ばかりかかるのではないかと行ってましたけれども、また後で、また共産党議員団の方で、いろいろと一般質問の中で出るかと思っておりますけれどもね、市長も今年度は同和行政については、改める所は十分改めて、一般対策に移行する所は移行してなくしていこうと、こう言われておりますけれども、その中でもですね、隣保館の職員、また岩瀬南町集会所の職員等もですね、十分見直せば、また他の人事でも見直せば2000万円ぐらいは、何とか出るんじゃないかと、私はこの2000万円にこだわるわけではありませんけれど、入学前まではですね、何とかしてほしいと思っておりますけれども、当面も2000万円を引き出せる額ではないかと思っておりますが、如何でしょうか。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

今後、検討してまいりたいと思います。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

私どもはですね、すぐいろんな憲章、憲法などを言いますけれども、再度また言わせて頂きますが、すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ育てられ、疾病と災害から守られる、これが児童憲章でうたわれております。地方自治法に則り住民の健康及び福祉を守る立場から、なんとしてでも、乳幼児医療費無料化を就学前迄に実施することを是非要求しておきます。

また、日本共産党は、国がですね、元々すべきだと十分わかっておりますので、国に対してもですね、早く実施するように全力を尽くしてまいります。

次に、介護保険について再質問いたします。

平成13年11月の要介護認定者数、介護サービス受給者数、介護サービス利用実績データを頂いています。これによりますと、居宅サービス利用者が支給限度額に対して介護サービスを利用した率を、介護度別に現していますけれども、ちなみに見てみますと、要支援で66%の利用、要介護1で48%、要介護2で52%、要介護3で51%、要介護4で45%、要介護5で52%、こういうデータになっております。

12年度の平均は50.3%なので、若干あがったとは言え51.67%にとどまっています。このような状況について、市長の所見をお伺いいたします。

議長 岩崎三次君

是永保険課長。

介護保険課長 是永勝敏君

お答えいたします。介護認定を受けた人がサービスを受ける場合はですね、ケアマネージャーが事業計画を立てまして、家族とか、ご本人の意向を汲みながら計画書を立てるわけでございます。介護度別には限度額というのがございますが、その限度額に対するご本人の負担というのが1割負担でございますが、今のところ、この限度額からしますと約半分強が利用率というふうになっております。これはもともと事業計画を立てる中ではですね、そういう利用意向というのが、皆さん全部限度額を使うということではありません。そういうふうにしますと、保険料が非常に高くなるということがございますので、事業計画を立てる時に実態調査というのをやっております、その実態調査からくるデータでもって利用率を推計していたということでございます。

だから、ほぼ今のところは計画どおり利用率がいておるといふふうに、われらは思っております。以上です。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

ということは、大体半分使えばよしということなんですかね。ということは国の制度そのものは、この出したデータというのはどうなるんでしょうか。半分しか使わないのが、正常だということであれば、もともとそういう数字は出す必要はないのではないかと思いますけれども。

議長 岩崎三次君

是永介護保険課長。

介護保険課長 是永勝敏君

先程申しますように介護度別の利用限度額というのが、それぞれございます。

これは、いわゆる介護を必要とする方が、サービスを受ける場合には1つの目安としてこれくらいのサービスを最大限利用したとして、これくらいが必要であろうということでもって出されたものでありまして、それに対して、ご本人が利用する場合、家族介護の関係もござ

います。それとご本人のあくまで利用意向というのが、例えば、いろんな介護保険の場合、サービスがございますが、その中で全部が全部、そのサービスを利用するというものではありません。

主にホームヘルプ事業とか、通所介護、いわゆるデイサービスとかという部分が、このサービス利用の中で一番大きく利用しておるところでございます。そういうところが一応メインになってサービスを受けた場合、ご本人はそれぐいのサービスでいいということでもって、ケアプラン、いわゆる介護計画が立てられておるところでございますので、限度額一杯いっぱいの中では使われている方もいらっしゃいますし、もういわゆる、まだそこまでいかない、認定はこれだけ下りているんだけど、私はまだそこまでサービスの必要はありませんよ、ということで、いわゆる計画書の中には一部分サービスを利用している方が、大部分ということになっております。以上です。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

ええとですね。要介護3、4、5、こういう本当にひどい方でもですね、50%、4になれば45%と、かなりの利用が低いわけですよ。やはりこれには私ども思うんですけれども、利用料が払えない、そういう制限があるのではないかと思いますけれども、如何でしょうか。市長にお聞きします。

議長 岩崎三次君

是永介護保険課長。

介護保険課長 是永勝敏君

確かに介護度が重たくなるに従って利用限度額が増えてきます。それに伴って1割負担であるご本人の負担も増えていくということでございます。これは先程来から申し上げますように、介護度が多くなれば当然、負担額が多くなるから利用を手控えるという方は、全部が全部そうじゃないと思います。一部分の方がいらっしゃると思いますが、しかし、従来の措置制度からするとですね、いわゆる中間層の方というのは、この介護保険によっていわゆる、保険料の部分とサービス料の1割負担からすると、かなりの負担減になって、いわゆる介護保険制度ができて非常に喜ばれている方が、大部分であるということが実態でございます。

しかし議員さんおっしゃるように、いわゆる低所得者の方の負担というのは、どうしても措置制度から比較しますと、やはり負担増になっておるといのは事実でございます。しかし、これはあくまで社会保険制度でございますので、いわゆる低所得者の方に対しては、それなりの応分の負担をして頂くというのが、いわゆる社会保険制度でございますので、この介護保険が社会保険制度として、今から拡大していくのであれば、そういう制度を充実していくべきだと思っております。以上です。

議長 岩崎三次君



青木孝子さん。

9番 青木孝子君

今、介護課長から言われましたけれども、やはり低所得者にとっては負担増、これは明らかな数字から出ているんじゃないかと、こう言われておりました。是非その点をですね、市長も認識を十分お願いしたいんですが如何でしょうか。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

課長が言いましたように、そもそも介護保険というのは、皆で助け合う、そういったものが、まず大原則でございますので、そういった中で、これからの介護保険が低所得者にとりましても意義あるものにせないかん、こういうことだと思っておりますけれども、先程お話をいたしましたように、14年度に高齢者総合保健福祉計画の見直しを行なう計画をいたしております、こういった中で広くですね、市民の皆さん方のご意見を聴きながら、本当にいい制度にしたいと。とりわけ中間市の方の介護保険制度につきましては、いろんな会議で、よその町の話も聞く機会があるんですけれども、何とか当初の目標どおり運営も含めていっているという話も片方では聞いているわけでございますので、そういったことも横に見ながら、今後更にいいものを作っていくたいと、このように考えております。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

保険料の見直しの場合ですね、社会保険の枠内ですれば、全体的に、また負担がかかるということなので、そこら辺も十分ですね、加味して今後考えて頂きたいと思えます。

それとですね、もう片面の方でちょっとお聞きしたい面があります。要介護認定者全員の数から介護サービスを利用した率、これをちょっと見てみたいんですけれども、これからみますとですね、要支援で45%、要介護1で35%、要介護2で41%、要介護3で37%、要介護4で30%、要介護5で28・6%、平均で37%、こういう低い数字になっています。

この数字から見てもわかりますように、先程、介護保険課長も言われましたがね。受けてない方もいらっしゃる、そういう事を言われましたが、介護サービスを利用したくても利用できてない高齢者も、いらっしゃるのではないかと思います。

要介護認定を受けたが利用していない人数を、頂いたデータから見ましても要支援で介護1で101、介護2で39、介護度3で24、介護度4で19、介護度5で32、計337人、この数字につきましてはですね、病院の入退院、そういう面の人数の誤差はあると思えますけれども、認定を受けながら介護サービスを利用していない高齢者が、この数字からも伺えます。

保険者である市は住民の福祉や健康を守る責務があります。特に要介護認定の3、4、5など重度の居宅介護者で、介護保険のサービスを利用してない、または利用の少ない何らかの理由があるかと思うんですけれども、そういう人たちを訪問して調査等していますでしょうか。介護保険制度になったために、行政の手が届かなくなっているのではないかと心配しておりますけれども、如何でしょうか。市長、お伺いします。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

ご存知のように、中間市も高齢化率が22%でございまして、よその町に比べて大変高齢化が進んでいるという、そういう実態はあるんですけれども、私は一番こういった高齢化社会の中で、自信を持っていますのはよその町に比べてですね、同じ高齢化が進んでおりながらも、中間市の場合は元気なお年寄りがよその町に比べて多いという、これは私も自信を持っておりますし、皆さん方も自信を持っていいんじゃないかなと思っていますし、更にそういったことが、ずっと未来永劫によその町に比較してよくなるように、これからも行政の柱として、そういうものを作っていくかんと、こういうことだろうと思っております、まあ、青木議員が言われますように、確かにそういった影の部分というのもですね、日の当たらない方も、ひょっとしたらおられるかと思うんですけれども、これもですね、去年の暮れから実態調査等もしておりますので、そういった中で明らかにし、先程いいましたように、これからのいろんな市民の皆さん方の意見を聴く、そういった施策ももっておりますので、そういった中で十分救えるような中身にさせて頂きたいと、このように思っております。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

中間市は元気なお年寄りが多いということで、本当に喜ばしいことですが、やはりそこからはずれている、見えてないそういう人たちの手助けをですね、今後十分して頂きたいと思っておりますけれども、一人暮らしの高齢者の孤独死や、老々介護の高齢者の共倒れが増えている、これは市長もご存知かと思っておりますけれども、例えば、福岡市では、生活保護世帯の夫が要介護3、妻が要介護2の高齢者夫婦が昼間のサービス利用だけで、介護保険の支給限度額いっぱいになるため、夜間のサービスを利用できず、早朝の失火で焼死する、亡くなるという事件が起きております。

福岡県警の調査では、検死が必要な孤独死等が、2000年度は前年度に比べ約10%も増え、特に高齢者の増加が目立っていると言っています。いわゆる対応困難ケースと言われる人々を始め、きめ細やかな相談援助やサービス提供を継続していかなければ命の危機にひんするような高齢者が、介護保険のもとで事実上、放置されている実態が生じています。

昨年10月、中間市内で夫が痴呆であるにもかかわらず、経済的理由でサービス利用を抑

制していた老夫婦を、ケアマネージャーさんが訪問したところ、夫婦が階段の下で死亡していた、こういう事件も起きています。介護保険の実施により市はケアマネージメント機能を民間事業者に丸投げし、その行政窓口が単なる保険料徴収窓口や認定事務処理窓口となってしまう、住民の生活実態を把握できなくなっているのではないのでしょうか、危惧するところですが、市長の所見をお伺いいたします。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

この前、介護を支える会の講演会がございまして、たくさんの方が、お見えになっていたんですけれども、その時にも私お話をしたんですが、今、青木議員のご指摘のように、これからは夜間の介護の問題、それから、いわゆる老々介護の問題、その時にその一生懸命になって介護されている方が、病気になったらどげするんかと、そういう問題が間違いなく、これから社会的な問題になってくるわけがございまして、これだって決して見逃すことは出来ないわけですし、むしろこれからそっちの方がですね、大変、重要な施策の柱になるのではないかなと、そう思っております。

従って、今度の予算の中でも出しておりますように、例えば、独居、お一人の暮らしの方がおられましたら、今までは30分間程度のお話でしたけれども、これに更に1時間ぐらい時間をかけて、そしていろんなお話をさせて頂くとか、そういうこともこれから、ますます多くなるんじゃないかなと、そう思っております。

そういった中で本当にお年寄り、或いは、一人暮らしの方だけの問題を含めてですね、これは検討していかないと、そう思っております。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

次に介護保険料は、平成12年10月から50%、平成13年4月から100%の徴収が始まり、1年4カ月になりますが、そろそろ介護保険料の滞納者に対するペナルティーが起ってくるのではないかと思いますけれど、その内容等についてお聞きしたいですが、課長、よろしくをお願いします。

議長 岩崎三次君

是永介護保険課長。

介護保険課長 是永勝敏君

お答えします。介護保険料につきましては、介護保険がスタートしました12年度につきましては、半年間が全額軽減、残りの半年間は保険料が2分の1ということでありました。13年度につきましては、また半年間が減額で、昨年の10月からは保険料が全額徴収となっております。

ご質問の給付制限のことでございます。いわゆるペナルティーの問題ですね。これは1年以上保険料を滞納しておりますと、いわゆる償還払い方式に変わります。これはどういうことかと言いますと、本来なら保険給付でありますので、9割は介護保険が負担し、1割がご本人が負担するということで、本人の負担は1割で結構でございました。ところが償還払いになりますと10割分、いわゆるサービス料の全額を立て替え払いした中で、後で、後に9割分をお返しするというのが償還払いということで、1年以上、滞納してある方に対してはそういう措置がされます。

更に今度1年半を過ぎますと、給付の一時差止めと言うのができるようになっております。これがいわゆる、介護保険の滞納者に対する給付の制限の部分でございます。

それでちなみにですね、1年以上過ぎまして、中には介護保険料を保険料を徴収する平成10年10月から滞納してある方がいらっしゃいます。これが今、私ども調べた中ではですね、130名程度の方がいらっしゃいます。こういう方はですね、現在はいわゆる介護サービスを受けていらっしゃいません。ということで、直接的には給付制限にはかかりませんが、中にはですね、過去に3名程度、いわゆる給付制限される方で、介護サービスを受けたいということで、窓口にこられた方がいらっしゃいます。

そういう方はそういう制度の仕組みについてご説明した中で、いわゆる保険料を払って頂いて認定を受けてサービスを受けておられるということでございますので、今後、そういう滞納者に対する方については、勿論、督促は勿論、催告等もやっておりますし、そういう給付制限についての啓発等もやっていくところでございます。以上です。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

1年半になりますと一時差止めと言われましたけれど、具体的にはどういうことになるのでしょうか。

議長 岩崎三次君

是永介護保険課長。

介護保険課長 是永勝敏君

いわゆる介護サービス費の給付の差止めということになりますね。保険料を払わないと、いわゆる保険料と言うのは、こういう介護サービス費に充てる費用でございますので、保険料を払わなくて、長年にわたって払わなくてサービスだけを受けるということは、如何なものでしょうかということで、給付の一時差止めをすることができるということになっておりますので、そういうケースが出た場合においては、十分納付指導等を行った中で、そういう制限にかからないように指導していきたいと思っております。以上です。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

ちなみにですね、施設に入っている方々を心配するんですけれども、特養に入っている方は、平均、大体、月に31万5000円、老健施設では33万9000円、療養型では、平均44万円ということの利用料がかかっているようなんですけれども、この1、2年では、利用料、保険料、納め納めの指導で何とかできるかなと思うんですけれども、いずれその特に特養に入られた方というというのは、本当に所得が低いということで、こういう追い出されるということもあり得るじゃないでしょうかね。特に次の棲家ということで特養に入られている方も、いらっしゃるかと思うんですけれども、こういう手立て等ということも、今から考えられていらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

議長 岩崎三次君

是永介護保険課長。

介護保険課長 是永勝敏君

介護保険制度になりますと、そういう施設サービス事業者、いわゆる特養、療養型、老健等の入所については、個人契約でございます。で個人契約の中で入所しておられるというところございまして、実態的にそういう低所得者の方といいますか、年金の額の、いわゆる少額の方が利用料の負担について、どうなるかということについては、現在のところ我々としては、そこら辺把握しておりませんが、将来的にはそういう問題が出てくる可能性はあると思います。以上です。

議長 岩崎三次君

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

十分将来的には考えられることなので、是非そういう面ですね、対処も市独自でやるように検討をお願いしたいと思います。

福岡県でもですね、2001年8月現在で久留米市、飯塚、行橋、大牟田市で保険料の減免を独自にしています。そして利用料については直方市、八女市、小郡市、県下72の市町村で構成する福岡県広域連合も準備中ということで、もう皆さんご存知だと思いますけれども、そしてまた、すみません。保険料でした。

利用料につきましては、筑紫野市、春日市、水巻町では今、要綱を策定中、こういうことでかなり独自ですね、そういう減免制度を考え実施している所もあります。是非ですね、諸々申しましたけれども、やはりお年寄りが安心して過ごせるこういう中間市にするためにもですね、いろんな面の予算措置を中間市の財政措置の中でやるように検討をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長 岩崎三次君

この際、午後1時まで休憩いたします。

休憩 11時47分

再開 13時00分

議長 岩崎三次君

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、宮下寛君。

8番 宮下寛君

日本共産党の宮下でございます。

質問通告に基づきまして、一般質問を行ないたいと思います。

まず、1点目に同和行政について市長にお伺いいたします。日本共産党議員団が乱脈不公正な同和行政が始まって以来、数十回余にわたり議会において取り上げ、同和行政の終結と地区住民と一般市民との真の融和を図るため奮闘してきたことは、周知の事実であります。

さて、いよいよこの3月末をもって、同和行政の根拠となってきた地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法の期限が切れます。ところが、もともと時限立法であるこの地対財特法を基本法として、同和行政を永久的に存続させようとしてきた策動がありました。さすがにこれは失敗したわけですが、このこと自体、日本共産党が一貫して主張してきたことの正しさを証明したものだと言えます。しかしながら、この中間市は、同和行政の法的根拠がなくなるにもかかわらず、その中の大きな事業の一つ、隣保館及び集会所の問題、一般対策という名で、従来のまま続けようとしております。即ち市の建物である隣保館や集会所が、一運動団体である部落解放同盟や、同和会の住所と化し、しかもその人件費など運営費が市の財政で賄われているということでもあります。全国どこを探してもこのような事態を許している所はありません。直ちに改めるべきです。市長の見解を伺います。

次に、敬老年金についてであります。私は敬老年金という敬老祝金は、長年にわたって地域の発展、ひいては日本の発展に尽くしてこられた、お疲れ様でした。本当に有り難うございましたと、お年寄りの方々にこういう感謝の念から生れてきたものと思っています。このお祝金があまりにも僅かで恥ずかしい思いですが、お年寄りの皆さんにとっては、孫に小遣いをあげようかなとか、食事に行こうか等と毎年9月という月を楽しみにされていると聞いております。

今回20数年ぶりに改定されると言うことですが、このことについての市長の考えをお伺いします。以上の2点を伺って第1回目の質問を終わります。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

宮下議員のご質問にお答えいたします。

隣保館内にある民間運動団体である部落解放同盟の事務所が、岩瀬南町集会所が同和会の事

務所と化し、その人件費等運営費が市財政等で賄われている。直ちに是正すべきと思うがと、市長の見解と、こういうことでございますが、中間市立隣保館は、現在、国の定めた隣保館設置運営要綱及び中間市立隣保館条例に基づき運営しておりますが、設立当初は、基本的人権の尊重の精神に基づき、同和地区住民の社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、同和問題の速やかな解決に資することを目的として建設をされた施設であります。

しかし、平成9年、4月より同和地区だけでなく、周辺地域も含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や同和問題を含めた人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターを目指し、運営を行なうこととなり特別対策から、一般対策に移行いたしております。岩瀬南町集会所も、国の定めた隣保館設置運営要綱及び中間市立隣保館条例に準じて運営を行なっております。

現在、中間市立隣保館には、職員3名と臨時職員1名を配置、また岩瀬南町集会所には、嘱託職員1名と非常勤嘱託職員3名を配置いたしまして、隣保館事業としての相談事業、啓発及び広報活動事業、教養文化事業等を行なっております。

更に、本市の同和対策事業を実施するため、中間市議会を始め市内15団体の代表者で構成されました中間市同和対策基本計画策定委員会で、中間市同和対策事業基本計画に関する答申を頂き、また基本計画においても地元両運動団体を協議、協力の機関と位置付けされていまして、同和問題の解決にご協力を頂いている所でございます。

今後、本件に関する取扱いにつきましては、地元両運動団体と十分に協議をし検討してまいりたいと考えております。

次に、敬老年金を改定しようとする市長の見解についてのご質問にお答えをいたします。今、議会でご提案いたしております敬老年金条例の一部改正で提案理由を申し上げておるところであります。敬老年金条例が制定され30年が経過、その間、医療技術の進歩等により、お年寄りの平均寿命も延び本制度発足時からすると、高齢者の人数も激増いたしております。

ちなみに昭和55年の国勢調査では、75歳以上の後期高齢者数が1267名だったのが、本年1月末では、4509人で20年間で約3・6倍に増えているのが状況であります。今後も更に高齢化が進んでいくことから、敬老年金受給者の年齢を75歳以上から、節目毎に見直すもので、見直された財源については、高齢者の皆さんができるだけ寝たきりや、痴呆にならないよう在宅福祉サービスの充実を図っていきたくて考えております。

具体的には14年度は生活管理指導員派遣事業で、事業内容は介護保険非該当者で身寄りがなく日常生活を営むのに支障がある、概ね65歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯であって、日常生活管理及び対人関係に支援・指導をするものであります。

次に、訪問理美容サービス事業で、この事業は、概ね65歳以上の在宅寝たきり高齢者で外出が困難なため、理美容店を利用することができない人を対象とする事業であります。これらの事業等に充て、在宅高齢者のニーズに応えた施策の展開を図っていきたくて考えております。いずれにいたしましても、市民の皆さんの貴重な税金を大切に使い高齢者福祉の充

実に活用し、高齢者の皆さんが、何時までも元気で安心した生活ができるよう、精一杯努力してまいりたいと考えております。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

まず、同和行政について、お伺いいたします。

市長は、運動団体の事務所がですね、両隣保館やまた集会所にあるというふうな認識はあるのかどうか、この点を、まずお伺いしたいと思います。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

今までの運動経過の中からございました。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

事務所があるというふうに認識をされているということですね。

それではですね。今後の同和行政についてということで、平成13年1月26日付けで、総務省大臣官房地域改善対策室という所から出ております。これをちょっと読んでみます。これは今年度末3月末で同和行政を終結させるという上において、その理由を述べてあるんですね。

特別対策を終了し一般対策に移行する主な理由。

一、特別対策は、本来時限的なもの、これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化をしている。

二つ目に、特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではない。

三つ目に、人口移動が激しい状況の中で同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは、実務上、困難というふうな3点を述べております。

この点についてはですね、かなり大島市長も、今年度の終結を迎えてですね、是正をされている、これは大きく評価をしなければいかなというふうに思うんですが、しかし、この運動団体が事務所と化している両団体の施設がですね。しかも、これは市の施設ですね。公共的なものです。この中に運動団体の事務所があることについては、もうこの3月末で同和行政が終結するわけですから、これは何を置いてもですね、是正をしなければならんというふうに思いますが、市長は如何でしょうか。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君



確かにご指摘のとおり、今まで、そういった施設の中で両団体がおられたということはございます。しかしながら、今日こうして同和行政そのものが見直されてきたと、更には、これからも一般施策としてやられようとしている、そういう今までの歴史的な流れ経過からして、私は或る面では、この両団体が果たした役割というのは、或る一方では評価せないかん、そういう気持ちもないわけではございません。

従って今後につきましては、この隣保館運営ですが、そういう問題につきましても、まさに法律そのものが変わってきたわけでございますので、さりとて、この同和行政そのものもまだ教育の問題、啓発の問題として残っている部分があるわけでございますので、そういった問題を含めながら、今後人権センター的なですね、そういった全市民的な役割を持たせた、そういう形の中でこの問題は整理をしていかないかん問題だろうと、そういうふうに実は考えているところです。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

未だかつてですね、この一民間運動団体が公的な建物の中に事務所をね、構えているということはですね、なかったし、これからもない。こういう問題を、その何時までも放置をしていく、今両団体の役割を評価しなきゃいかんというふうに言っておりますが、しかし、この両団体というよりも、同和問題の解決というのは、何も部落解放同盟や同和会だけではないんです。様々な団体があるんです。しかも全解連という同和団体ですか、運動団体についてはですね、自らが地域の住民が、自立を図っていかなくちゃいけないと、そうしないと同和問題は解決しないんだという立場に立って運動している団体もあるんです。ところが、この部落解放同盟、今までどういう方策を、方針をとってきたか、これは市長もよくご存知だと思うんですが、足を踏まれた者以外は痛みは分からない、こういう、その基本的な考えのもとに、様々な問題をこの中間市の中で展開してきたわけです。そして、今なお、この部落問題というものをですね、同和行政の基本法として存続させるということですね、運動してきた団体ですよ。

本当にね、地区住民と一般市民との真の融和を図るというために動いてきたのか、私は疑問に思わざるを得ない。ましてや、先程も言いますように公的な所に一民間運動団体が、そこに居座るといふ事があってはならんというふうに思います。

これまでも様々な民間運動団体を見てきますが、自らがその会費その他を募ってですね、事務所を作って、そこで自らが信念に基づいて起こした運動を展開していつているんですよ。何でここを行政が丸抱えでね、そういう運動団体の事務所をね、その公の所に認めなくちゃいかんのか。もう一度、市長のその辺の所の答弁をお伺いします。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

見方の思いが、それぞれ出てきているんですけども、右から見る面と左から見る面、上から見る面、下から見る面、それぞれ見方が変わってくるわけですけども、中間市といたしましては、宮下議員ご存知のように隣保館及び集会所の職員が、運動団体の役員を兼ねていた状況もございまして、本市の同和行政の業務と、運動団体の活動が重複をしたと、そういう事は今までの運動の中にあつた訳でございまして、先程、言いましたようにこういったことも含めて、そのことがすべてマイナスかといえば決してそうではなく、むしろいい面に振られたことだってたくさんございますし、そのことがまさに本年度をもって同和行政を終息するところまで、ようやくと漕ぎ着けたと、そういう評価だって私は片方ではあるんじゃないかなと、そういうふうに思っているところでございます。

従って、いろんな運動団体がございまして、ただ単に同和だけに限らず助成の問題を含めてあるわけでございますので、これからはそういった時代にまさらに入っていく、そういう時期になったんだと、こういうことだろうと思っております。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

なかなか肝心な所には答えてくれないんですが、あのね。国は同和行政を時限立法、これはやめますとっているわけです。法がなくなったということは、いわゆる同和地区だとか、同和地区住民だとか、そういう者はもうありませんよと。

一般の国民、一般の市民ですよということを宣言しているわけでしょう。にもかかわらず中間市は、まだあるんだと言わんばかりの答弁ですよ。そうじゃないんです。

法が切れているわけですからね、ですからそれに沿った自治体としての主体性を持ってね。この運動というか、その同和行政というものに対処していかなきゃならんわけです。そのために市長は、今まで今年、去年か、市長選挙で当選されて、その後かなり大きな是正もしてきているわけでしょう。これはそういう考えのもとにやられてきたと思うんですよ。だけれども、一番肝心な所を抜かしては、いけないんじゃないかということを言っているわけです。

でね。今、隣保館なり集会所なり市長が答弁されたのが、相談活動があるよ、またなんですか、教養の問題、含めて様々な事業をやっておりますというふうに言うわけですね。これは今後もそこで、そういう事業を進められるというふうなことでおっしゃられているのじゃないのかなと、そのための隣保館なり集会所なり、残すということに言われているんだろうなというふうに思うわけですが、そうしますとね。一般の市民の皆さん方のそういう相談なり、教養の問題なり文化の問題なり、どこで行なっているんですか。市長、どう思われますか。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

中間にはたくさんの公共施設がございますので、その中で十分、今言われましたような中身はされていると思います。

それから、もう一つ、同和問題がなくなったということでは決してないわけでございます。後、これから続くいろんな問題も含めてですね、まだ教育の問題、啓発の問題それぞれ市民の皆さん方と、どう立ち向かっていくか、そういう問題だって片方では課題として残されているわけでございますので、従って、そういう問題も含めてこれから両団体と話し合いをせないかと、こういうことだろうと思っております。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

今、中間市の中で残っている同和問題とはどういうことですか。どんな問題が残っていますか。市長はどのような認識をされているのか、ちょっとお伺いします。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

宮下議員もご存知のように中間市の場合は、中間市単身で継続をしようとしている問題、後3年間の継続ということで、お願いをしているわけでございますし、県の方も5年間とそういうこともございまして、そういった中身だということでございます。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

いや、これは同和地域から出されている問題じゃないんですよ。行政として、どう取り組んでいくかということが問われているだけなんです。これはやめます。もう終わりますと言えばそれで終わるんですよ。別に同和問題でもなんでもありません。

それともう一つはね、今、思うのが例えば隣保館なり、集会所なり今あるわけですけども、もともと同和地区という所がない所ですね。ここは隣保館とか集会所とか、もともとなんですよ。ここ中間市も国の法律が終わるわけですから、そうした問題もなくなっていくということなんですよ。ところが必然的に国も言っています。これは時限立法ですよ。同和地区の従来遅れていた立地条件、環境整備、そうしたものを整えていく時限的なもの、いわゆる一般対策を補完するものとして、これは作られたわけです。

前の市長も、ハード事業はもう終わったと、こういうふうに言われていました。

おそらく大島市長も、そういう認識であるだろうというふうに思うんですね。

ですから、これからしていくことは、憲法に則ったですね、基本的人権、これをどう中間市政に活かしていくかという中でしか解決できない問題なんです。つまり行政としてできるこ

とは、環境、生活環境、住環境、そういった生活環境、そういう周りのものを整備していつてやる、整備をしていくということ、そのことによってそこに住んでおられる住民が、自立もし、そういう中でしかこの問題は解決しませんよということは、当初から言っているわけですね。そのことを今、行なえばいいんです。

そういうふうに私は思うんですね。だから隣保館、集会所、もともとなかったわけです。これが時限立法によって作られたわけですから、その法律が失効すればですね、この建物そのものの存在意義もなくなっていくわけです。こうしたものを何時までも続けていくということ自体が、逆にその差別の壁というものを無くして行かないわけなんですよ。だから国も言っています。先程も読みましたけれども、差別解消にはつながらないと言っているんです。だからこうした中で特別な施策をね、続けて行くということについては、やはりこれは早急にというか、私共に言わせれば、この3月末で終わりにしたい。そういう行政でなければならぬというふうに感じています。

そしてですね、そういう中でこそ一般市民と同和地区住民とのですね、垣根がなくなっていく。勿論、これまで長い年月が30数年かかっているわけですから、すぐさまなくなるという問題ではないでしょう。意識的な、潜在的な意識という問題ではね。しかしそれはね、日常的生活の中でこれは解消されて行くものです。これは行政が、どうせ、あせせと言ってもね。これは収まるものではないというふうに思うんですがね。

そういう認識を私は持っておりますが、市長はどうでしょう。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

まさに行政の方であせせ、こうせと言う問題で差別がなくなるものとは思っておりません。しかしながら現実の問題として、差別と言うのはあるわけございまして、意識があるわけございまして。

(「...」の声あり)

いいえあります。そういう認識でですね、これからの同和施策、残された期間の中で解決をせないかと、そういうことだと思っております。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

発言途中失礼しましたけれども、意識というのは一人一人の心の中の問題です。誰も見ることはできません。本人しか分からないことです。その差別意識というものが、一般社会の中で生活上の社会の中でね、表に出てくる、それが一つの大きな広がりを持ってね、例えば、中間市なら中間市全体をね、それが網羅しているというときに始めてこれは差別意識がある、差別状態があるというふうに言われるんです。

ところが、例えば一人の人がいや、あの人はどうだと、地区出身なんだというような形を出した時にあなたは何を言っているのか。そんな差別はしなさんなというような雰囲気の中であれば、これはもう差別状態じゃないんです。これは我々日常生活の中で往々にしてあり得ることです。だからそこまで意識の改革という場合に、一人一人の意識の問題も当然しなきゃなりませんけれども、それがどう社会的に存在するか、表に出てきているかということが問題なんです。その辺をしっかりね、とらまえてほしいというふうに思んです。ですから、この隣保館、集会所にしても、先程も一般市民の皆さん、どうしていますかと市長にお伺いしますと、それは中間市にあるいろんな所で相談もした文化的な教養的な問題も解決しているんだというふうに言われました。

そこなんです。これまで同和地域と言われた人たちも、一般市民と同じようにそういうことで生活していく、このことが垣根をなくしていく、こういうことなんですよ。

それを置いといて何時までも従来の施策をそのまま続けて行く。今、市長はこれまでの質問の中でも、財政上非常に厳しいんだということを何回となく発言されておりますが、この問題を解決するだけでも、億という財政上の節約ができるということは、昨日の答弁でも言われていましたけれども、まさにそのとおりだというふうに思います。

今一度ですね、隣保館、集会所こうした運動団体に事務所があるような、そういう状況は直ちに止めて行く、こういうことは必要と思いますが、再度市長のお考えをお伺いたいというふうに思います。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

従来の施策を踏襲しようという気持ちはございません。従ってこれから先、法の趣旨に則って本当に地域住民と皆さん方が一緒になれるような、そういう施策をこれからして行きたいとこのように考えております。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

最後にですね、市長も今度打ち出した中では3年だとか、5年だとか、そういう期限を切りながら、また早く済むのであれば前倒しでやるんだというようなことも言われているようですけれども、この隣保館、集会所この問題を解決していくのに、一体、何時までかかるというふうに思われているのか、その期限をまず聞きたい。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

昨日の答弁の中でも一部お話をさせて頂きましたけれども、人権センター的なものを作り、

或いは、そういった中で女性センター的なものをつくり、そういったことですね、これからの同和行政の柱にして行きたいと、このように考えております。

時期につきましては、この14年度、今、事務方の方にはですね、早急に検討委員会を作ってやろうと、そういうふうに話をさせて頂いておりますので、そんなに遠くない時期にできるんじゃないかなと、そう思っております。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

両団体への補助金をね、ゼロにするなど本当に評価すべき点がね、多々あるわけです。その点が多いに私どもも言ってきたことですし、市長のそうした取り組みについてはね、敬意を表しますけれども、しかし私どもは要の所のその両団体のものがね、何時までも残るといふことについては、これは断じて認めるわけにはいきません。

そして本当にこういう差別の垣根と言いますか、そういうものをなくすためには、そういう施策が必要不可欠だというふうに思っております。これも早急に行ないたいと言うことでもありますから、その推移を見てみたいと思うんですが、しかし少なくとも、こうした問題が解決しない限りはですね。中間市の、そういう意味では地区の方からじゃないですよ。行政の側からの同和問題はなくなる、というふうに私は思います。

次に、敬老年金のことについて、お伺いします。

下水道課長にちょっとお伺いしますが、今、排水施設改造補助事業というのがなされているようです。今年度も昨年の25戸から33戸分ほど伸びているように思います。

この点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 岩崎三次君

須澤下水道課長。

下水道課長 須澤宏則君

今のご質問にお答えいたします。寿地区の下水道整備は、平成12年度から本格的に始まりまして、それに伴いまして、排水設備の同和補助というのが行われております。13年度、今年度ですが、当初、30戸程度予定しておりましたが、現実的には10戸ぐらいにとどまる予定でございます。以上です。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

予算的にちょっと県補助、それから市持ち出し、そうした分ちょっと言って下さい。

議長 岩崎三次君

須澤下水道課長。

下水道課長 須澤宏則君

10件の補助総額が251万7000円になると思います。このうち県費補助が120万円、市費が131万7000円になります。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

これは12年度のものということですかね。13年度か。13年度の方ですね。

14年度については、予算を増やしているんですが、この件についてはどういう状況なんですか。

議長 岩崎三次君

須澤下水道課長。

下水道課長 須澤宏則君

今お答えしましたのは、13年度の実績の見込み値でございます。13年度当初は30戸程度、受け入れを予定しておりました。14年度になりますと公共下水道整備がまた延びますので、水洗可能な世帯もその分増えます。ということで14年度は40世帯の補助の受け枠をもっております。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

再度伺いますけれどね。市の持ち出し分、これが131万円ですか。13年度分は。そうすると、例えば40戸分で計算しますと、14年度はどのくらいになりますか。

議長 岩崎三次君

須澤下水道課長。

下水道課長 須澤宏則君

40戸分の補助総額が、予算では1010万円計上しております、うち県費が450万円、市費が560万円を予定しております。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

続いてですね。税務課にお伺いたします。私は一昨年12月議会で、環境不良地域ということによってですね、減点補正をされている。これによる固定資産税の減免が同和地区という、これは国の指示なんです、同和地区というだけでですね、環境が悪かろうがよかろうが、とにかく減免しなさいという県からの内勤という形で伝わってきているわけですね。これは確か一昨年の12月は1200万円ほど減免をしておりますという答えでした。その時に私は同和行政も終了することです。また国の方もですね、同和地区というだけで、この減点補正をするということについては廃止をしております。

そのこともお伝えをしてですね、是正を求めました。その後どうなっているのかお伺いしたいと思います。

議長 岩崎三次君

上田総務部長。

総務部長 上田献治君

お答えいたします。12年の12月議会でお答えしたとおり、その時は一般施策ということでお答えしたと思います。ただ、同和地区を含めた中で、一般施策ということで1200万円程度と言ったと思います。その時にも15年度に評価替えの、15年度が評価替えでございますので、そのときに見直したいということをおっしゃっておられると思います。その方向でいきたいと思います。

ただ今の議員のご指摘になりました点が、一番関心があるかと思いますが、同和地区ということで環境不良地域という考え方はもっておりません。そういうことを含めまして考えを直して行きたいと思っております。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君。

1 昨年12月時点では、そういう立場はなかったんです。いわゆる、同和地域ということで減点補正をやっていたわけです。その後、今部長が言われたようにそういう考えをなくして見直しをすると、15年度にするということですね。で、1200万円ということですが、これは同和地区も含めた地域ですから、これすべて同和地域の減点補正だというふうに、私は言うわけではありませんが、そこで市長にお伺いするわけです。

先程の排水施設の問題ですね。これは同和地区じゃないんです。地区だけではなくて地区住民というだけでね、この中間市のどこに住んでおろうとも、その人には補正をすると、補助をするということなんです。これが市の持ち出しが、13年度131万円予定することができるとのことですね。それから14年度は、これがそのまま進めば予算どおりにいけば、560万円ぐらいでしたか、そういう実績になるんだというふうなお答えでした。それから減点補正、これも環境不良でない地域については、同和地区の所を言っているわけですね。これも節減できるんです。収入が入ってくるわけですね。

私が言いたいのは、こういう無駄遣いをやめれば、お年寄りのこういう福祉施策を削らずに済むんです。これは前の議会でもいろんな会派の議員さんから、出されているようですが、私もあえて出しますけれどもね、人を愛し、仕事を愛し、まちを愛すると、こういう市政を継承するんだと、こういうふうに言っています。

私は、このまちづくりの方針を継承しつつ市民にわかりやすい、市民のための市政を実現するべく全力を尽くすと。私はどう考えてもですね、今回のこの敬老祝金、一つもわかりやすすくない。優しくない。それは他の福祉事業にね。いろいろ充実させて行く、これは評価し



なきゃいかんと思うんです。私も大いに歓迎するところですが、これを同じ所からとって埋めるんじゃないくて、今ある無駄遣いをね、やめて、ここにまわす、これこそが本当にね、福祉、本当に人に優しいまちづくりにつながって行くのじゃないのかな、というふうに思います。

その点で是非、この敬老年金の改定を見直して頂きたいというように思いますが、市長、如何でしょう。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

限られた予算の中で何が一番必要かというものを、一生懸命考えさせて頂いて、この14年度予算をつくらさせて頂きました。先程、宮下議員も、ものすごく5000円に対して期待をしている、そういう方もおられる、孫と一緒に食事をしたり、或いは、お小遣いをあげたり、そういう話がございました。すべてそうだとは思っておりません。この5000円を、大事に生活費の中で使われている方もあるということも十分理解をいたしております。しかしながら限られた予算でございますので、じゃどこに振り向くかという観点に立てば、今回の敬老祝金、それぞれゼロということじゃない、決してないわけですし、よその地方自治体がとっているように節目、節目でお祝いをしようと、そのこと自体、決して趣旨を間違うということでも私はないと思います。

本当に市民の皆さん方が欲するというですか、いる、そういう所に今回の配分をさせて頂いたということでございまして、宮下議員が言われましたように無理、無駄というのは、当然これからの行政の中で、きちんとしていかないかん、これは当たり前のご事情で、そういったことであえて今回の敬老祝金の話になったと、こういうことでございます。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

私はですね、お金のないところから、何がなんでも作れということを行っているわけじゃないんですよ。今こういうことをすれば、お金が浮くではないかと、こういう提言をしているんですよ。これはやろうと思えば今すぐでもね。これは一つは15年度の見直しという時期もありますけれど、排水施設の問題については、市民の皆さんは全部自己負担でやっているんですよ。なんであえてね。だからそういう所にも今の同和行政における差別のね、出てきているわけです。このことを市民の皆さんが知ったら本当に憤りされると思うんですよ。これについて市長がね、何の対策も取らずにいや、これは削りますというんではね、折角、新市長に期待した皆さん方ががっかりされる。

私は何度も言いますようにね、財源をここから出せば取れるよと、そういうことを提言しているわけですから、その点でどうなのか、市長のご意見を伺いたいと思います。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

減点補正のあり方を含めて、これも15年度で見直しをすると、そういう先々の問題等もございまして、そちらの方に委ねたと、こういうことでございます。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

今の答弁は意味が分らないのです。何を委ねたのか。その財源がそこに新たに生まれてきたら、敬老祝金を元に戻すという、そういう意味ですか。そうじゃないんでしょう。

今、節目、節目に市長は祝金を出すことについては、何ら問題はないじゃないか、と言われたけれども、もともとなかったところにそれを作るんなら、これは皆さん大歓迎をする。しかし、今あるものを後退させて、しかも、他に財源がないのか、と言ったら他に財源があるわけですから、それを使えば、十分お年寄りの皆さん方のささやかな楽みを奪わなくても済むんですから、こういうことを今言っているんですよ。

重点は配置それはわかります。しかしこの問題については、こういう財源がありますよということを言っているわけですから、そのことについてはどうでしょうか。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

中間市が行なっております今までの施策を含めて、無駄遣いというものはないわけございまして、そういった中でですね、きちんと市政の税金のあり方を含めて考えていかならん問題だと思っておりますし、それからこの敬老祝金の方もですね、ご存知のようにもう30年、発足いたしておりますけれども、公民館長さんあたりにお聞きいたしますと、私も実感しているんですけれども、毎年敬老の日にいきますが、段々と年齢構成が高くなっておりまして、大変苦慮しておられるというのが実状でございますしこれから先の中間市の敬老祝金の方向を含めて考えてみますと、むしろ今の時期にきちんと市民の皆さん方に理解をして頂いた方が、よりこれからの福祉行政のあり方を含めてですね、本当にいる所にお金が回せると、そういう思いで今回の提案になったと、こういうことでございます。

議長 岩崎三次君

宮下寛君。

8番 宮下寛君

これまでの市長答弁を見ていると、本当に市民の優しいというか、常日頃言われているんですけれど、それとは程遠いものだというふうに言わざるを得ません。

ましてや、その同和行政、これは3月末で失効するわけですから、これに使うものについて

無駄遣いではないとはっきり言われたことについてはね、驚きの念を禁じ得ません。  
今後もですね、共産党議員団としてもですね、この同和行政問題については、引き続き取り上げてまいりたいと思います。質問を終わります。

議長 岩崎三次君

次に、久好勝利君。

10番 久好勝利君

質問通告に基づきまして、市立病院の医薬品について質問します。

日本は自己負担を含めた医療と、保健にかかる費用の家計支出に占める割合が、1998年の統計資料では11.1%となっています。同じ資料でイギリスは1.2%、イタリア3.1%、フランスとカナダが3.7%、ドイツが4.5%ですから、ヨーロッパなどの主要国と比べても、国民の医療負担が異常に高い国になっています。

これは、この20年間、医療保険への国の負担率を削減し国民負担を増やしてきたからです。ところが、小泉内閣は国民負担を更に増やす医療大改悪をすすめようとしています。病院の窓口負担については、大企業の労働者などが加入する組合健康保険や、公務員の加入する共済組合などの本人、家族の入院、退職者医療制度を2割から3割に引上げようとしています。

また高齢者には診療所で採用していた1回800円、月4回までは定額、病院では月3000円から5000円という上限が廃止され、すべて1割負担になり、病気によっては、負担は最大13倍以上の大幅アップです。その上、上限を超える分は一旦全額払った上で、役所において上限を超えた分の払い戻し、償還払いの手続きが必要になります。

中小企業の労働者が加入する政府管掌健康保険の保険料は、現在、年収ベースにすると、平均で7.5%、これを8.2%に引上げ、ボーナスからも、月収と同じ料率の保険料を徴収する総徴収制にします。組合健保や共済組合も総徴収制になります。

更に医療機関への診療報酬を2.7%を引き下げること盛り込んでいます。

診療報酬の引き下げは、治療や入院に必要な医療費を削り患者にも影響を与えることとなります。小泉医療改悪はあらゆる層に犠牲と痛みを強いるものです。

小泉総理大臣が、厚生大臣をしていた1997年、サラリーマン本人の負担を1割から2割にし、老人医療も改悪するなどの医療改悪が行われました。

厚生労働省が、厚生省時代から出している国民生活基礎調査によると、98年の25歳から64歳まで人のうち病気の自覚症状を訴えている人の割合は30%なのに、実際に病院で治療を受けている人の割合は26.2%となっており、全体では3.8%が受診抑制となっています。また、病気の自覚症状を訴えている人の中の12.7%の人が受診を抑制しています。実に18人のうち1人が自覚症状がありながら、病院にいかない、我慢するという状況なのであります。

97年改悪で、受診抑制がそれまでの4倍近くに増えています。今回、また改悪されれば

介護保険による負担増とあいまって、更に深刻な受診抑制が起こることが考えられます。早期発見、早期治療は国民の健康と医療費の合理的節減にとっても基本的なことです。EU加盟15カ国が、窓口負担を基本的に無料にしていることは、理にかなっています。自己負担を低くすると何でもない人が病院に殺到する。このように平然とやってのけたような小泉首相の医療改悪は、国民の痛みを理解しようとしただけでなく、医療費が結果として増えることをも意に介せず、関係者の公平な痛み分けであるかのように装って三方一両損などと言い、肝心の国と製薬会社が入っていないと追究されると、製薬会社には利益を上げて頂きたいと、大手製薬企業の利益擁護の態度に終始しています。

日本共産党は安心できる医療制度に向けて、次のことを提案しています。

第1は、公共事業に50兆円、社会保障に20兆円という予算の使い方を改めて社会保障を財政の主役に据え削られた国庫負担を元に戻すことです。

第2は、世界一高い薬価による大手製薬企業のぼろ儲けの構造にメスを入れ、高過ぎる薬剤費を引き下げることです。

第3は、病気の早期発見、早期治療を保障する体制を確立することです。

そこで第2の薬価についてですが、我が国の医療保険で使われる薬の値段、薬価は平均で欧米の1.5倍から、3倍と言われており、特に新薬が2倍から4倍です。その結果日本の医療費に占める薬剤費の比率も欧米に比べて高くなっています。

経済産業省の産業構造審議会の中間とりまとめでも、日本の国民医療費の薬剤費比率を先進諸国並みに引き下げること、医療費を1兆4500億円削減できるとしています。その分国民の医療負担、患者負担を減らすことができるのです。しかしながら薬価を適正に引き下げるためには、新薬承認審査や薬価決定のあり方にメスを入れなければなりません、これは国の仕事です。

地方、或いは、医療機関で薬剤費を下げるためには、新薬のブランド品から、ジェネリック品への切替が今注目されています。医薬品の中には同じ成分で、同じ効き目の薬が複数売られているものがあります。最所に発売された先発品とその特許が切れた後に、他社が発売するジェネリック医薬品、後発品と呼ばれるものがあります。先発品に比べれば、後発品の薬価は5割ほど安くなっています。

中間市立病院では、使用されている医薬品は約800品目で、そのうち後発品これは2つ、2品目とのことです。他の医療機関で、先発品から可能な薬品をすべて後発品に切り替えた場合、薬剤費を20数%削減しています。市立病院の平成12年度決算による薬品費は5億3800万円で、そのうち投薬分は率として59.6%、3億2065万円になっています。

既に後発品を使っている他の医療機関並みに、今使用している薬を後発品に切り替えれば薬剤費を20数%、金額にして8000万円近く削減することができます。

後発品への切替は、健康保険財政に大きく寄与するだけでなく患者負担も大幅に軽減されることとなります。後発品の使用促進を図るべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

久好議員の市立病院の医薬品についてのご質問にお答えいたします。

まず、医薬品の先発品と後発品についてご説明をいたします。

先発品メーカーは新薬を開発するため、臨床試験など様々な研究開発の過程を経なければなりません。また承認申請の際も多く資料の提出が義務付けられ、10年から15年の月日と膨大な研究開発費が必要とされております。

一方、後発品は、メーカーが新薬開発のための膨大なコストが省けますので、非常に安く薬を製造することができます。従いまして、議員ご指摘のとおり後発品の薬価は、先発品の4割から8割安と定められています。薬価が安くなれば病院収益も減少いたしますが、今回、医療制度改革に伴う医療費の抑制と共に、保険政策に大きく寄与すると考えられています。また安い後発品を使えば患者さんの負担は確かに軽くなるはなりますが、有効性と安全情報、副作用の対応、クレーム等必要不可欠な情報収集、提供体制など現在、議論をされております。

次に中間市立病院では、現在2品目の後発品を使用しておりますが、他の近隣の公立病院での後発品使用状況を調査いたしましたところ、2品目から3品目程度の後発品しか、使用していない病院が二病院あり、全く後発品の使用していない病院が一病院でありました。また最も多くの後発品を使用しているのが、病院に併設された老人保健施設であり、約30品目程度であります。従いまして、近隣の公立病院では殆ど後発品を使用していないのが現状であります。後発品を使用するということに関しては、その安全性等について、医師の判断によるところが大きいと考えますが、優良で安価な後発品を安定的に供給できる環境作りが更に進み、情報提供が整ってくれば使用頻度が多くなると考えております。

今後、国も後発品使用促進策を進めると共に、いい薬を作る意欲を損なわずに薬価が抑えられるように検討していくと表明していることから、中間市立病院においても、状況を見ながら院内に設置いたしております薬事審議会等で、十分論議、検討していきたいと考えております。

議長 岩崎三次君

久好勝利君。

10番 久好勝利君

まず、二、三数字の確認をしておきたいのですが、まず、市立病院の患者さんで国保に加入されている方の割合はどのくらいになるのか、これは谷川事務長がいいですね。

議長 岩崎三次君

谷川市立病院事務長。

市立病院事務長 谷川博君

それではお答えいたします。入院患者で61・5%、外来患者で56・5%、平均します

と56・8%でございます。以上でございます。

議長 岩崎三次君

久好勝利君。

10番 久好勝利君

次に、国保、柴田課長にお尋ねしますが、国民健康保険と老人医療の医療費の総額、それに医療費に占める薬剤費の割合、これ金額としても、どの程度になるのかわかれば答弁願いたいと思いますが。

議長 岩崎三次君

柴田健康増進課長。

健康増進課長 柴田芳夫君

お答えいたします。医療費につきましては、老人医療70歳以上の方々の医療費が現在60億円であります。特別会計の予算ほぼ同額が医療費であります。

国保の医療費につきましては、22億5000万円が療養給付費になっておりますので医療費ということになります。今、もう一つご質問のそれに費用に占める薬剤費の割合というのが、実は私どものデータは、すべて国保の連合会の方で審査、支払業務を行なっておりますので、国保連合会の資料によるしか資料の確認ができないんですけれど入院、外来の別とか年齢別での医療費の分析を行なっておりますが、診療報酬費に占める薬品、投薬の割合という数値はありません。返ってきました診療報酬明細書において、投薬の占める割合を、ある程度、件数見まして、これがすべてということではありませんけれども普通、内科的疾患のみの方の場合が40%近いということでありまして、それに外科的腰痛とか、頸椎の痛みとか、いろんな外科的要素が加わった病名がある場合、60%を超える部分が投薬薬剤費の割合、これが正しいかどうかちょっと自信がございませんけれども、他にデータがございませんので。以上です。

議長 岩崎三次君

久好勝利君。

10番 久好勝利君

只今、伺った数字で市立病院の患者さんで、国保加入の方の割合は、外来で56・5%、入院で61・5%、平均56・8%とのことでした。また、国保と老人医療の医療費に占める薬剤費の割合と金額を出すということは、ちょっと難しいようなので、若干違いが出るかとは思いますが、国の医療費の中に占める薬剤費の割合が20・1%、これを当てはめて計算してみますと、医療費総額が82億5000万円ですから、薬剤費は16億5825万円ぐらいになるかと思われま

す。これは一旦置きまして、先程の市長答弁で、安い後発品を使えば医療費の抑制、或いは、患者の負担軽減にはなるけれども、薬の有効性、安全性、副作用への対応はどうなるのか。また、後発品の使用に当たっては、医師の判断によるところが大きいので、その点の難しさが

あるのではないかと。更に後発品が安定的に供給されるかどうか、情報提供はどのようなか、このような点での懸念がされているようですが、そのことについて既に後発品を使用している医療機関や医師、関係者からの報告、談話などを紹介してみたいと思います。

まず、薬の有効性、安全性、副作用への対応についてですが、昨年11月に厚生労働大臣の諮問機関である薬事食品衛生審議会が、80年代に老人性痴呆治療薬として出された日本の新薬の再評価結果を発表しています。それによりますと、対象になった36成分の内、31成分が効かないと、このように判定を下しています。このことは新薬であることが、絶対的な信頼を持ち得ないことを証明しています。

ちなみにこの薬の売り上げ高は1兆円ということですから、国民は効かない薬を1兆円分飲まされたということになります。また繰り返す薬害をどうしたら防げるかという問題意識から、大阪府保険医協会が研究した資料によりますと、日本では薬の有効性が過大に評価される一方、危険性が低く見られてきたために、有効性や安全性に問題があり、海外では通用しない薬がたくさんあること、そうした問題薬は新薬で、新薬ほど値段が高く設定され、大手製薬企業は他の業種では考えられない、大儲けをしているということでもあります。

ちなみに2000年度の売上高計上利益率を他業種大手メーカーと比較してみると、自動車の場合は、6社平均で2.2%、電気は9社平均で2.8%、製薬15社平均は、何と21.7%にもなる大儲けぶりであります。

次に後発品の集団的に検討し、積極的に使っている長崎市の開業医、本田孝也さんの実践を紹介してみます。本田さんは、全国保険医団体連合会が普及しているオーストラリアの治療ガイドラインに沿って、医薬品をすべて見直しました。オーストラリアには製薬会社がなく、日本のように、大手製薬会社が毎日、新薬のきれいなパンフレットをもって、医師に売り込みにくることはありません。医薬品は国際基準から見て評価の定まった良質で安全なものを使用しています。それが日本で言う後発品です。ところが日本の医師の大半が、医療の質を落としたいと思っ、新薬や先発品を使っていると本田さんは指摘しています。

医学生のところから新薬や先発品しか使わず、医師になってからも連日、大手製薬会社の売り込み攻勢にさらされる。一方で、中小企業で宣伝力のない後発品の情報は全く入らない。大手の薬はいいという考えが医者に染み込んでいる。ここに日本で後発品が普及しない大きな原因がある、このように本田さんは言います。また本田さんは自らの実践例を各地で話しています。医師等からの疑問にはこのように答えております。

多いのが品質に関する不安で、厚生労働省の各種基準を合格し、工場施設も大手と同等以上で問題ありません。安かろう悪かろうは過去のイメージです。成分は同じでも添加物やカプセルの材質などに問題はないかという質問には、添加物で問題が起きた事例はありません。むしろ後発の方がカプセルの材質など、使いやすく工夫している例があるとも言っています。

副作用が出た場合、中小企業の後発品メーカーが対応できるかどうかという疑問には、本田さんも後発品に切り替えて副作用を疑う症例を経験しました。先発、後発、双方のメーカ

ーに連絡するとその日の夕方には両者から、その薬による過去の副作用例が示され、大手に劣らずスムーズに処理されたと言います。

また後発品メーカーは、大手先発品メーカーのような流通網が整備されていないのが弱点です。後発品メーカーでは、都市部の代理店を通した販売が中心で、一部大手卸ルートの供給もありますが、遠隔地などの医療機関には、あまり普及していないのが現状であります。開業医等で作る全国保険医団体連合会は、先月2月16日から共同購入による後発品の供給を開始しております。共同購入を担当するM&Dネットワークでは、全国どの地域でも保険医協会会員の医療機関があれば、後発品のカタログ、パンフレットを届け、住民患者に安価で安全な医薬品を提供できる、このように言っています。

ところで先程の谷川事務長の答弁で、市立病院にかかっている患者の内、国保加入者の比率は全体で56・8%とのことでしたが、市立病院の平成12年度決算で薬剤費は3億2065万円です。既に後発品を使っている公立病院が、全国にいくつあるかということについては、私も調べておりませんが、新潟県の聖籠町というところでは、後発品を使ったことによって、24・4%薬剤費を減らしています。その町立病院並みに今使用している薬を後発品に切り替えたとすれば、薬剤費を7824万円削減することができます。その内、国保加入者分56・8%は4444万円です。

更に患者負担分と保険負担分があり負担割合も様々ですが、老人医療の医療費が圧倒的に多いことから判断して、仮に患者負担を1・5割として計算すれば3777万円、つまり市立病院で実践すれば、国保や老人医療の医療費を3800万円近く削減することができます。

更に、全体の医療機関が可能な限り後発品を使うようになれば、国保と老人医療の医療費総額は、82億5000万円とのことです。国並の比率で薬剤費を出せば、16億5825万円、それに先程の町立病院の比率で計算しますと、薬剤費を4億461万円削減することができます。国保と老人医療の医療費4億461万円という数字が、ここに示されることになるわけですが、それだけの削減ができて、しかも患者負担を減らす、特に高齢者は薬に頼らなければならない方々が大勢おられます。お年寄りからも大いに喜ばれると思いますが、先程、市長が答弁された中で懸念されていたことが、払拭されたかどうかはわかりませんが、市立病院が率先して後発品に切り替えて行くべきではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

そういう方法もあるのかなと思って聞かせて頂きましたけれども、仮に中間市立病院が、後発品ということで大々的に宣伝されると、ひょっとしたら患者がこんのではないかなと、そういう実は思いも片方ではもっているわけでごさいます、確かに薬価に占める割合というものは、大変な状況だということもよく分かっているわけですが、それだけに、久



好議員もいろいろな事例を参考にしながら、全国的なお医者さん等のお話もされましたけれども、確かに負担は軽減されますけれども、やはり何といても患者の皆さん方は病院にかかるということは、その生死をすべて賭けているわけでございまして、或いはまた、お医者さんにその判断を実は委ねているわけでございまして、従って、この薬というものは安ければいいということだけじゃ、私は問題解決をせんのじゃないかなと思っております。

勿論、安いのに超したことはない、そういう前提で申し上げているわけですが、いずれにいたしましても、ある面におきましては薬の投与というのは、医師の行為に負うところが大変大きいところがございますので、医師の判断を仰ぐというのが、まず一番ではないだろうか、そう思っております。

従って今後、冒頭申し上げましたように、薬事医療審議会等々にもご相談をさせて頂きながら、本当にいい薬で安いものがあれば、これはこの上ないこととございまして、先程言いましたように、ただ単に安いということだけではですね、市立病院に患者が集まるかというところと多少不安もございまして、ということとでございます。

議長 岩崎三次君

久好勝利君。

10番 久好勝利君

私がよその事例を長々と述べたことについては、全く何か懸念が払拭されてないということで、元の木阿弥という感じさえしたわけですが、市立病院のばあいですね、大学病院からの派遣医師で病院を運営しておりますね。それで医師が変われば使う薬も変わると、そのようなことから、今まで使われていた薬がストックされていたものが、いわば廃棄処分せざるを得ないということもあろうかと思いますが、それが赤字の要因の一つということから、その対策として、市長は院外薬局など計画されておられるのではないかと思います、その点について伺いたいと思います。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

今久好議員が言われましたように、医薬分業というのは、時代の流れでございまして、でき得ればそういう体制をですね、早急に作りたくと、このように考えておきまして、既にいろんな形で検討はしておるわけですが、まだきちんとした成案ができておりません、いずれこの問題は避けて通れない問題でございますので、きちんとした対応をさせて頂きたい、方針を作って行きたいとこのように考えております。

議長 岩崎三次君

久好勝利君。

10番 久好勝利君

医療制度が改悪される度に受診抑制が更にひどくなっております。これは医療費が高くな

ったことによる診療、受診の手控えと、これはハッキリしております。同じ病気を同じように治してもらえるとということであるならば、医療費の安い方に患者は当然流れます。保険医団体連合会が、後発品の共同購入を先月から始めております。

このことによって多くの医療機関では、後発品への切替を今から検討して行くと思います。そして実施に移して行く、これはもう必至という状況だと思うわけですね。そういう中で、今から、先程のいろいろ市長が述べられた懸念をですね、何時までもこうしていて、果たして、その流れに追いつけて行けるのかどうかというところを私は非常に危惧しております。

外国では、医師が処方箋を作るその際、先発品を処方したとしても、薬剤師が薬局でその患者が希望すれば後発品を使うこともできます。また、こちらの方が安いからということで薬剤師が患者に後発品を勧めることができます。薬剤師から、そういう後発品を勧められるということは、日本ではちょっと考えられないことですが、こういったことが薬剤師の権利として保障されているわけです。ところが日本では医師が作った処方箋どおりにしか、薬剤師は薬を出すことができません。これは医師の指示に従わなければならないとなっているからです。

そこでですね。たとえ院外薬局にしても、処方箋を作るのは医師です。そこで先発品から後発品に薬をかえても、薬そのものから利益が上がるわけではありませんけれども、何時までもブランド品、先発品に固執していると、患者は後発品を使う安い病院の方に流れて行くと思われま。今後の医療状況を見た時に、市立病院の経営を成り立たせて行くためにも薬全般の見直しと、先発品から後発品に切り替えたところは、およそ半分ぐらいの薬を後発品にしております。

その際、市立病院の場合は800品目使っているということですが、これも全部見直して本当に必要な薬があるのか、必要なのかどうかということまで含めれば800品目もかなり下がっていくのじゃないかと思われるんですね。

そういったことまで見直して、可能な限り後発品に切替をすすめるべきではないかと思うんですが、先程からの患者の負担軽減、或いは、保険の財政のためにということも私は述べてきましたが、後発品への切替は病院の経営上、不可欠な問題として、今後、浮上してくると思われま。その点を含めて再度、市長の見解を伺いたいと思います。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

外国と日本は、それぞれ風土等も違いまして、一概にどっちがいいということとは言えないわけですが、久好議員の言われましたそういった中身を含めてですね、まさに今病院の経営状態は危機に陥っておりますので、そういう多方面を含めてですね、検討させて頂きたいと思っております。

議長 岩崎三次君

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 14時25分

再開 14時35分

議長 岩崎三次君

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第2 第1号議案から日程第8 第7号議案までの補正予算7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

只今議題となっております補正予算7件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

次に、日程第9 第18号議案から日程第15 第25号議案までの条例改正7件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君

第21号議案ですが、中間市の児童遊園設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明では、同町内に3箇所あり、支障はないという説明をされましたけれども、この支障のないということを信頼しましても、この廃止をした後のですね、使用とかその用途はどのようなになっているのかということと、それから合わせてお尋ねしますのは、第24号議案の中間市市立保育所設置条例及び中間市立納骨堂設置条例の一部を改正する条例で、納骨堂、保育所につきましては、一般の園児も通園していて、一般とか同和とか、そういうことを区別するそういう話をするそのものも、よくないことですがけれども、この納骨堂について、これはただ文言だけが変わってですね、使用される方が両団体とか同和とかというような形でいかれるんではね、これはなんのためになるかわからないんで、これは一般に解放されるのかですね。そして、また現在どのくらい納骨されているのかですね、そこらあたりも説明して頂けたらと思います。

議長 岩崎三次君

勝原市民経済部長。

市民経済部長 勝原直輝君

納骨堂条例の一部改正につきましては、一般対策移行に伴いまして法律名ですね、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、この条文を削除するわけです。

それから中の運営につきましては、地元の管理運営委員会に委託しておりますので、いろいろな問題につきましては、今後協議してまいります。

議長 岩崎三次君

村田建設部長。

建設部長 村田育男君

21号議案の児童遊園設置条例の一部改正についてお答えいたします。

これは中牟田にある児童遊園地でございます。一応、地元町内会からですね、一応この分については維持・管理がどうしてもできないと、そして周辺に児童公園があるのでこれを廃止したいという形の申し出がっております。なお用地につきましては、これは私有地でございます。一応4月1日にお返しするということで、地主さんの方には了解頂いております。以上でございます。

議長 岩崎三次君

市民経済部長。

市民経済部長 勝原直輝君

回答もれがございましたので、一般の人から納骨堂の加入の申し込みがございましたら、入れる方向で協議します。地元の管理運営委員会と入って頂くような方向で協議します。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

只今議題となっております条例改正7件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

第18号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表して反対討論をいたします。

長年の国民的努力により、特別対策を続けていくことが、同和問題の解消にならないこと等から、今年3月31日をもって、いわゆる地対財特法が切れます。

もともと同和対策は法の下での時限的な特別対策として行われていたものです。

今回の改正になるわけですが、同和問題を人権問題に変えるということなんですが、特別対策がなくなる4月以降においては、特別に同和問題を扱う必要がなくなります。

憲法の下での基本的人権、民主主義を守ることは、他の事務分掌の中でも当然のことを行われるわけですから、取りたてて人権問題ということを残す必要がないことから反対といたします。

議長 岩崎三次君

他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより条例改正7件を順次裁決いたします。

議題のうちまず、第18号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市市税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案 中間市地域改善対策専修学校等技能習得資金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案 中間市市立保育所設置条例及び中間市立納骨堂設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案 中間市市営住宅審議会条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16 第22号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

只今議題となっております第22号議案は、会議規則第37条第1項の規定により所管の民生経済委員会に付託いたします。

次に、日程第17 第27号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております第27号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

宮下寛君。

8番 宮下寛君

中間市若年者専修学校等技能習得資金の返還債務の免除に関する条例ということなんですが、これの所管が同和対策課ということになっております。この条例案、この3月末から同和行政そのものが失効していくわけですから、いわゆる専修学校等ということになりますと、教育といいますか、そういう観点になってくるのではなからうか、ですから、これはこのまま同和対策課の所管になるということについては、大きな問題が残るのじゃないか。所管の違いを違うところで行なわなければならないのではないのかということでもあります。

私はここで思うのは、あいも変わらずこういう若年者専修学校等ということで、新たに作るわけですから、これはあいも変わらず同和対策課に移行するという点について、これは従来の事業と、何ら執行部の中に意識の中では変わってない。そういう疑問を提示ざるを得

ません。そういう形から共産党としてはこれについては反対をいたします。

議長 岩崎三次君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより第27号議案 中間市若年者専修学校等技能習得資金の返還債務の免除に関する条例を起立により採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18 第26号議案から日程第21 第30号議案までの条例4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

宮下寛君。

8番 宮下寛君

議案第26号 隣保館条例についてですが、この中ではですね、施設の使用料が無料というふうに規定をされております。中間市にある様々な施設があるわけですが、相談とかいうのを別にしてですね、例えば文化的なもの、教養的なもの、また介護などですね、部屋を利用する際に料金を取らない、そういう公共施設が他にあるのか、ないのかその辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 岩崎三次君

中村同和対策課長。

同和対策課長 中村次春君

課によっては公民館等その料金を取っている課もあります。取っている施設等もあります。隣保館については現在、全部無料になっていると思います。

議長 岩崎三次君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

只今議題となっております条例4件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

次に、日程第22 第8号議案から日程第31 第17号議案までの平成14年度予算10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

今回ですね、市長の方から明るいまちづくり推進室ということで、予算も設けられております。ちなみに693万2000円ですかね。その内、人件費それから公用車100万円等々引きますと、実際には活動費として10万2000円、こういうことになっておりますが、これでは十分な明るいまちづくりができないのではないかと思うのと合わせましてですね、私も昨年来、暴力団事務所ができて、明るい中間市、暴力追放の中間市ということで、一般質問等で取り組んでまいりました。

昨日の一般質問でも、その明るいまちづくり推進室は、どういうことをするのかという質問も出てまして、その中にですね、パトロールそれからいろんな住民の方の相談、そういうことをしますと、こう答弁されておりました。そのパトロールにつきましては、青少協ですかね、少年相談室を中心にしたパトロール、それから防犯協会等もですね、十分そういう中身のものもやっているのではないかと思います。

それと、やはりそういう防犯等につきましてはですね、警察当局の協力が非常に大事なことではないか、そちらの方が警察当局の方が、専門的な仕事ではないかと思えますけれども、そういう点について、その明るいまちづくり推進室との兼ね合いというんですかね、そこら辺を市長にお伺いしたいんですが。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

ご指摘のように予算も限られた中でございますので、最小限に絞ってはおりますけれども、先程、ご指摘を受けましたように、いろんなセクションがあるわけで、同じような仕事をしているところもございますので、そこらあたりと十分連携を取りながら実効あるものにしていきたいと、このように考えております。

議長 岩崎三次君

他に質疑はありませんか。

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君。

私は新年度の予算を見ましてね、余りにも予算説明が簡略になっているのではないかと思っております。それは例えば税金の収入にしてもですね、個人税説明のところでは特別徴収分、普通徴収分いくら、法人市民税現年度課税分いくら、滞納課税繰越し分何十万、こういう形で軽自動車についても固定資産税についてもですね、すべてが金額1本になっておりますね。

平成12年度の予算を見ますと、予算の説明がきちっとされているものですから、それぞれに分けてですね。だから法人市民税でも何社あっていくらの税金を納める所が何社あって、それから収納のね、見込み率もちゃんと書かれているんです。



ですから計算したら、その行政にしてみればすべてきちっと計算されているけれども、議会に対してですね、全く報告がなくて数字だけの報告というのは、この情報公開の時代にどうかなということで、とりわけ私自身は一人の議会の会派ですから、同時開催ですから他の委員会は傍聴できないわけです。

ですからやはり家屋でも土地でもどういうふうになっているかですね、そういうのを一つは、きちっとした後、この予算書ができていますので、来年度の予算書はきちっとそうしたものを、補正予算もそうしたものにして頂きたいということと、この後、私個人的には担当の課に聞きにいきますので、きちっとした説明をして頂きたいというふうに思っておりますが、まず、それからお尋ねして。

議長 岩崎三次君

牧野財政課長。

財政課長 牧野修二君

お答えいたします。この予算書につきましては、平成13年度、本年度からですね、議員もご存知のようにコンピューターを導入いたしましてですね。新しく予算書を作っております。今議員のご指摘のようにですね、このコンピューターはコンピューターメーカーが作ったソフトをですね、基本的には利用して、ある程度、改良できる分についてはしたつもりでございますけれど、多分に項目がかなり歳出項目等も含めまして非常に増えておるものですから、これが議員のご指摘のように、更に歳入の分も細かくというような形になりますと、かなりのボリューム、或いはページ数等になりますことから、現在こういう形にしております。今議員のご指摘のことにつきましては、またメーカーとですね、協議を今後も重ねながらですね、改善を更にしていきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 岩崎三次君

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君

今、交際費や食糧費、すべての市町村で減額していつているわけですが、この食糧費、今年ですね、昨年比でどのくらい下がったものかですね。

それから、もう一つ私が疑問に思いますのは、こういうふうに食糧費が全体的に他市にいても、減額されていつている中で、中間市は、一般管理費で今年40万円、財政管理で50万円ですが、収入役室が新たに40万円の食糧費を組まれたのはですね、どういうことだろうかと思うわけですね。

平成12年の過去にしてもですね、収入役室につきましては、予算が9000円とか、そういう所できていたものが13年度に14万4000円、そして今回の最終補正で7万円ほど補正されて減額されてますから、14年度こういう財政が厳しい時に突如として40万円の食糧費が組まれたということは、何か催し物か何かなさるんでしょうか、そこらあたりを説

明して頂きたいと思います。

議長 岩崎三次君

牧野財政課長。

財政課長 牧野修二君

お答えいたします。今議員のご指摘のようにですね、14年度につきましては、県下ですね、収入役会議を本市の方で開催する予定になっておりますので、その経費をですね、上げさせて頂いております。

議長 岩崎三次君

杉原茂雄君。

24番 杉原茂雄君

質問をさせていただきます。新年度予算、予算というのは、その市政の方向を指し示すものなんです。とりわけ昨年の7月に新しく、新しい市長が誕生しただけに、大方の市民は、また今までと違った意味での方向が示されるだろうという期待もあるかと思うんです。それはどういうことかと言いますとね。今大変デフレ不況で、お互い民間の勤労者や商工業者は大変な苦しみをしているんですね。中には失業して苦しんでいる人もおる。勿論、賃下げで大変困窮している人たちもたくさんいらっしゃる。

しかしながら、ぬるま湯につかってね、のんびりやっているのはね、公務員だけなのよ。そうじゃないですか。そうするとなるほど今まで厳しい、厳しいということで、行財政改革という取り組みはしてきたものの、これね、上っ面を撫でたようなことで終わっとるんだんだ。

このことは大島さんもね、長年市会議員として、10数年ともに市政の内容について取り組んできただけにね、より私たち以上に熟知しているかとも思うんです。だからあなたがね、株式会社中間市役所というキャッチフレーズを出した時にね、そのことが私は予算に反映されるだろう。つまり予算というのは、市政の根幹をなすものですからね。そういう期待をいたしました。そこで、そういうことを思いながら、今一番強く求められているのは行政改革にしる財政改革にしる、これは表裏をなしたものなんだが、一番求められておるのはね。入るものが減っているどんだ。

市税にしる地方交付税にしる、特交にしる、つまり自主財源というものは去年よりも今年もどんと下がる。大きく下がった4億円も5億円もね、下がったものが今度特別債とかいうてね、借金をしなさい、起債でもってね、歳入を補う。これは将来にわたって返していく、それは、また地方交付税に跳ね返ってくるだろうというふうに言われておるけれども、果たしてそうなのか。誠にこれはそういう保障は全くないと私は思います。

いずれにせよ、そういう入るをもって出るを制する、これは当然基本なんだけれどね、入る方をね、借金で補って出るを図るということであっちゃんらんわけです。そうすると入るのがないんだから、出る方のどこを抑えるのかと、これが行財政改革の根本をなすんだ。こ

れはね、自ずから身を削る以外にないよ。肉を削り血を流さないかん。痛みを出さないかん。

そういうことから議会も24名の定数を3名減員したんだよね。これは自ら痛みを持ってやっとするわけだよな。従いまして、そういう観点から、まず人件費が約40億円でしょう、去年よりあがっておるんだよな。1億円近く。ところが市税はね、市税収入は38億円ばかりやな。市税収入をね、人件費が上回るなんていうね、そんな馬鹿なことがことがあってはならんのだよな、これ。と私は思います。従いまして、その基本を、市政の基本を作るためには、今厳しいだけにね、私は避けて通れないんだと。そこのところを踏まえながら、まずやれることからやっていく。

例えば、今日も出ましたように市立の保育所があるでしょう。市立の保育所をね、これね、民間の2つの保育所だけでね、4億6000万円ですか、4億5、6000万円出しておるはずだよ。民間の四つの保育所を合わせて年間に5億4800万円よ。

一方は4億6000万円、つまり、それだけ民間に比べたら誠に膨大なね、経費を要しておるんだな。つまりこれは人間が多いということに具体的に言えば、人間の数を見てもわかる。従いましてね、そういう所からまずメスを入れていく。人員を削減しなきゃ。つまり一般対策に同和対策が移行したってね、内容が同じだったら一般対策に移行にならないんですよ。と私は思います。

従いまして、内容的に一般対策になるように、一般対策になるというのは、民間並みだよ、私に言わせれば。つまり民間並みの陣容でできるはずだから、そういうところから具体的な意味で無駄を削るという点のね、メスをね、そういう決断をしなきゃ、一つでも。それが私は引き続きね。例えば、職員厚生会に私はこの前からご指摘しているようにね、4200万円もの金をね、職員厚生会という職員団体にあなた方に、1年間4億数千万円の共済費を事業主負担で出しておるでしょう。そうするとね、約1割の事業主負担で共済年金が、ちゃんと中間市費でもって納めよるんだから、それにプラスまたね、未だに、そういう厚生会という名に対する4200万円もの銭を、お金を出すということはね、これはもう破棄しなきゃ、どうしても市長主導でできないとするならば、私はこれは条例がありますからね、条例の改廃は議会の権限だから、議会主導でね、この中間市職員の福利厚生制度に関する条例をね、廃止することはやぶさかではありませんよ。私は同志を募ってやりたいと思いますね。どうかね、そういう具体的な所を踏まえながら、私はその方向付けを市民の皆さんに示す、それを市民の皆さんは期待しておると思うよ。

そうすれば、いろんな要求が出てくる、問題の100%じゃなくてもね、それなりのことが私はできていくんじゃないかと、こういうふうに考えまして、質問を申し上げておるところです。勿論ね、また民間あたりはね、リストラでしょう。賃下げでしょう。それは期末手当にしたって、どうかしたら皆ゼロだよな。そういう時代、改革、改革という言葉ばっかしでね。小泉さん、大分、色褪せてきたな。私たちも何十年という間、行政改革、財政改革というってやってきたもののね、やはりこれは上っ面で、単なる言葉でしかなかったのかなという

反省をしながら、幸いにして市長がね、私はそこらあたりをね、株式会社中間市役所という民間で鍛えたね、私は能力をね、私はそうしなきゃ意識改革はできないよ。自分、自ら痛みを感じてはじめてね、親方日の丸の改革が私はできるんだ、こういうふうに考えながら、この根幹に対する市長の所見というか、お考えを賜りたいと思います。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

素晴らしいご助言を頂きましたので、そういった気持ちで、これからの市政運営に当たりたいと思っております。よろしくご指導をお願いします。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

久好勝利君。

10番 久好勝利君

2款総務費の5目財産管理費の中に、契約事務に要する経費として、143万8000円計上されております。ところが、これは人件費を除くと僅か18万円にしかならないんですね。専門の課を置いたということは、今までいろいろな部所で行っていた契約、或いは、物品購入に関わることを、すべて契約課で処理するという事で理解して良いのでしょうか。

議長 岩崎三次君

牧野財政課長。

財政課長 牧野修二君

お答えいたします。概ね今議員がおっしゃられたとおりでございます。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

非常に財政的にも厳しいと言いながら、やはり必要などころにはですね、財源を持っていく、これが市の責務じゃないかと思えますけれども、今年度の予算を見ましても、教育費、かなり落ち込んでいますよね。

一つ中身についてお尋ねしたいんですけれども、学校の空調機の件なんですけれども、もともと保健室、職員室ですね、年度をかえて空調を付けると、こういうことでしたけれども、校長先生のいろんな要望がありまして、パソコン教室の方に変えたという経緯がありましたけれども、その時に、その説明を聞きましたら現場の方からというんですかね、学校の方から要望がありましたら、また検討していくと、こういうふうに聞いておりましたけれども、今回の予算の中には、中学校の保健室等入ってないのか。

またどこが付いてないのかを、お聞きしたいんですけれども。

議長 岩崎三次君

工藤教育部長。

教育部長 工藤輝久君

お答えいたします。14年度はですね、計上しておりません。特に学校から要望もあっておりませんし、他に予算をですね、必要なことございまして、14年度は保健室の空調機につきましては計上いたしてしておりません。

議長 岩崎三次君

他に。青木孝子さん。

9番 青木孝子君

今付いてないのは、中学校の保健室で後、職員室は付いているんですかね、お尋ねいたします。

議長 岩崎三次君

工藤教育部長。

教育部長 工藤輝久君

13年度ですね、失礼いたしました。12年度に中学校は付いております。

13年度は小学校の方の職員室に全部付きました。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君

公共下水道について1点お尋ねいたしますが、中間市の第3次総合計画も残すところ後僅かの年数になっておりますが、平成16年度普及率36%を目指すということですが、新年度の予算の中から伺えるのは、普及率何%を目標にした予算でしょうか。

議長 岩崎三次君

須澤下水道課長。

下水道課長 須澤広則君

平成13年度末の普及率の見込みが大体20%予定、まだ集計が終わってませんけれど、しておりまして、14年度このままいきますと24%の見込みでございます。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

久好勝利君。

10番 久好勝利君

今回ですね、同和事業を見直して、一般対策の方に移したという事業が7つほどあるんですが、私どもから見れば、これは事業を進めるための法律、その法的な根拠がなくなったということから、そうせざるを得ず、内容としては殆ど変わっていないと見ているんですが、

そういうことで良いんでしょうかね。中身が変化がどう出たというようなことがあるのかどうか。

議長 岩崎三次君

勝原市民経済部長。

市民経済部長 勝原直輝君

隣保館の経費が殆ど大きくございます。これは一般対策で位置付けされておりますので、一般対策に移行ということで、平成9年の4月から、社会福祉法に基づく一般対策ということで位置付けされております。これが一番大きいものでございます。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

植本種實君。

4番 植本種實君

市民プールについてお尋ねいたしますが、市民プールの計画は凍結されていると聞いてますけれど、今年度200万円積み立てが出ていますが、これはどういうことでしょうか。

議長 岩崎三次君

牧野財政課長。

財政課長 牧野修二君

お答えいたします。基金につきましてはですね。基金から発生いたします利息等ですね、積み立て等が必要となっておりますので、一応、今、現在、金利等が非常に安くなっておりますけれど、例年大体100万円か200万円程度の一応、積み立てを予定いたしているということでございます。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君

ペイオフの解禁でですね、市はどのような対策を立てられたか、そういうお話を聞く機会がありませんでしたから、簡単にでもこの場所で。

議長 岩崎三次君

牧野財政課長。

財政課長 牧野修二君

お答えいたします。来月からペイオフということで、本市におきましても、昨年4月から1年間かけまして、公金の保護という前提で検討委員会をつくりまして、課長レベルの検討をしまして、先月2月の下旬に一応、解散いたしまして、新たな市長を柱とする協議会を設置いたしております。今後、公金の保護という目的の中で、預金等の運用、或いは、金融機関等の審査等々の問題を、その協議会等で諮っていきながら、保護に図りたいというふう

に思っております。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

只今議題となっております平成14年度予算10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

これより日程第32 会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において佐々木正義君及び山之内智君を指名いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

散会 15時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 岩 崎 三 次

議員 佐 々 木 正 義

議員 山 之 内 智